



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	司法による生存権の保障及び権利促進の可能性（6）：日本・アメリカ・台湾の司法審査を中心に
Author(s)	鄭, 明政
Citation	北大法学論集, 75(3-4), 333-401
Issue Date	2024-11-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93696
Type	departmental bulletin paper
File Information	09_Cheng_lawreview_75_3-4.pdf



司法による生存権の保障及び 権利促進の可能性（6）

—— 日本・アメリカ・台湾の司法審査を中心に ——

鄭 明 政

目 次

はじめに 本稿の目的と構成

第1章 日本、アメリカ及び台湾の憲法学における生存権研究の到達
点と課題

第1節 日本——柔軟な権利観と極端な司法消極

1. 多義的な権利概念
2. 権利主体性の回復
3. 無干渉の違憲審査基準 (以上、63巻3号)

第2節 アメリカ——権利・義務の二分化と憲法解釈の限界

1. 権利・義務の二分化
2. 福祉給付の手続的保障
3. 司法審査の民主的正当性及び生存権の促進 (以上、63巻6号)
4. 平等保護と福祉権

第3節 台湾——基本権・基本国策の二重規範と違憲審査基準の模
索

1. 生存権保障の「二重の規範」
2. 社会給付の憲法的基礎
3. 違憲審査基準の模索

総括

第2章 社会給付と生存権に関する憲法理論

第1節 生存権概念の形成と実体化

1. 権利概念の形成

- 2. 生存権の実体法化
- 第2節 日米台における制度の発展
 - 1. 日本における発展（以上、64巻1号）
 - 2. アメリカにおける発展
 - 3. 台湾における発展
- 第3節 社会給付と生存権の憲法理論
 - 1. 社会給付における連帯と配分の理念
 - 2. 日本における生存権学説の再検討（以上、64巻2号）
 - 3. 台湾における社会給付の憲法構成
 - 4. 憲法規範に基づいた権力の統制（以上、64巻3号）
- 第3章 生存権に関する判例及び違憲審査基準
 - 第1節 日本における生存権訴訟の類型化
 - 1. 自由権性質の法的効果
 - 2. 行政処分 of 合憲性
 - 3. 法律内容の合憲性
 - 4. 立法不作為の合憲性
 - 5. 小括
 - 第2節 アメリカにおける福祉受給権訴訟
 - 1. 違憲条件付加の禁止
 - 2. 平等保護原則（以上、本号）
- 第4章 司法による生存権の保障及び権利促進の可能性
おわりに

第3章 生存権に関する判例及び違憲審査基準

生存権の発展過程と理念をたどり、その権利の性質および内容について検討することは、個人の福祉ないし人間の尊厳が確実に保障されるようにするためである¹。生存権保障の問題は時代の背景、特に財政の状況

¹ 生存権の権利の発展過程や法的性格の諸説について、鄭明政「司法による生存権の保障及び権利促進の可能性（3）、（4）」北大法学論集第64巻第1、2号（2013年）を参照。どのような説を採用するにせよ、人間の尊厳を維持するために国家が何らかの社会的福祉措置を講じるか否かは、現代においてもうはや国家の憲法義務といえるであろう。このため、国民の社会給付請求権をどのよ

に依じて、それぞれの学説に変化が見られるが²、現在においては、人の自立的、主体的生活を国家がいかに支援し、配慮していくかという観点から考察する必要がある³、したがって、国家の支援や配慮行為の合憲性も司法審査の対象となる。特に現在の貧困や少子高齢化の問題に対する政治部門の対策が問われ、場合によって司法的統制に服することもあり、国家権力機関の協働による生存権実現の可能性が唱えられる。この点は、立憲主義が追求する目的に合致しており、現代国家のほとんどの憲法は、少数者の権利を保障するために、司法審査制度によって多数者の専制を抑止することを意図している。そして、実質的に生存権を保障されなければならない人々は、基本的に社会的弱者であって、そのような人々の立場は、政治プロセスに反映されにくいことから、生存権は、司法権である裁判所によって実質的に保障されなければならないものである。

ただし、国家の積極的な給付または消極的な不作為については、給付資源の分配と権力分立に深く関わるため、立法または行政の裁量を尊重した上で、司法審査がどのように積極的に介入できるかは常に疑問視される。だからこそ、生存権の輪郭を明確にし、司法による実質的な救済を可能にしなければ、実益がなくなるであろう⁴。そのために、現在においては、既に生存権を具体化する政策や法令の整備、および判例の累積によって、立法の形成および手段の選択に対してその法令の目的やプロ

うに確実に保障することが一層重要であると考えられる。

² 学説の動向は、高度経済発展期における生存権の規範論や権利論、経済後退後の個人主体論や立法裁量論、そして、少子高齢社会における裁量統制論といった変化が見られる。伊藤周平「社会保障制度改革の動向と生存権論の課題」鹿兒島大学法学論集53巻1号（2018年11月）6-7頁参照。

³ 尾形健「生存権保障——その来歴・現在・将来」、宍戸常寿、林知更編『総点検日本国憲法の70年』（2018年・岩波書店）176-179頁。

⁴ もちろんこれは、生存権が一定の裁判規範を有していることを前提としている。実際に、生存権に関する従来のプログラム規定説は、現在の学説と判例によって否定されている。また、生存権をめぐる問題が訴訟をとおして明確になることで、生存権保障のあり方について注目され、議論が進むようになる。このような観点からも、生存権をめぐる訴訟における司法審査の重要性は明らかであろう。このことは、Susan Bandes, *The Negative Constitution: A Critique*, 88 Mich. L. R. 2329 (1990). も指摘している。

グラム規定は明確に示されている。よって、現在の生存権訴訟は単なる抽象的な基本権規範と言い難く、むしろ、個々の事案において立法の不備や保護の不足を補うために、どのように積極的な司法判断を行うかがさらに重要である⁵。この状況は特に台湾の憲法解釈においてもしばしば見られる。台湾では、日本と同様に憲法に生存権条項を有しているが、抽象的違憲審査制度を採用しており、国会改革などの政治的問題や国家予算に関わる事案にも司法積極主義の姿勢が見られる。これに対して日本の司法審査と対比的な考察は、生存権保障に一定の示唆をもたらすものと思われる。

他方、アメリカ合衆国憲法には生存権条項がないものの、社会保障をめぐる訴訟においては、違憲審査基準について活発に議論されており、それらの理論も参考に値する。したがって、本章では、生存権などの社会的基本権を裁判規範性を有することを前提に、いかなる訴訟類型において、いかなる違憲審査基準を考察し、特に、積極的・実効的な司法審査の方法を模索し、政治部門の裁量をどのように統制するかに注目し、生存権訴訟に対する適切な違憲審査基準や方法を探ることにする。

⁵ 近年、台湾の蔡維音教授は、実効的な社会的基本権を保障するために、その正当性基盤として「基礎生存に必要な維持」、「権力分立への重大な影響なし」、「明確な財政資源再配分の必要なし」という三つの前提要素を提示している。これらの要件が備わっている場合には、司法は積極的に人民が直面する権利実現の障害を審査し、異なるタイプの司法措置を取ることができるとしている。これらの措置は、①「防御権形式での積極的給付請求権の実現」、②「法律補充による給付障害の克服」、③「行政機関の説明および証拠提出責任の強化」に類型化され、司法による生存権の保護方法として提示されている。蔡維音「再析社會基權釋義結構」成大法學第46期（2023年12月）3頁以下参照。なお、日本の松本奈津希教授は、現在の生存権訴訟には以下の問題点が残されている。①「訴訟手続上の問題」、②「合憲性審査のあり方（審査枠組み・審査密度）」、③「立法裁量・行政裁量の統制方法」。松本奈津希「生存権訴訟の類型化と審査のあり方——自由権的側面を起点として」、渡辺康行編『憲法訴訟の実務と学説』（2023年・日本評論社）269頁。

第1節 日本における生存権訴訟の類型化

中村睦男は、より実効的な権利救済を追求するため、「生存権が裁判規範として効力を有することを前提にして、いかなる訴訟類型において、いかなる違憲審査基準によって、生存権に裁判規範性を認めるか」を検討すべきだと主張し、その後、生存権訴訟の古典的な分類になっている⁶。中村によれば、生存権（以下、憲法25条という）の合憲性をめぐる訴訟は、次のように類型化できる。1. 生存権の自由権的側面の法的効果を求める場合、2. 憲法25条を具体化する法律の存在を前提に、行政処分・行政行為の合憲性を争う場合、3. 憲法25条を具体化する法律の合憲性を争う場合、4. 立法の不作为の合憲性を争う場合に類型化できる⁷。そのため、以下では、この類型にしたがって日本の生存権訴訟における違憲審査基準について検討する。

1. 生存権の自由権性質の法的効果

生存権の自由権性質の法的効果を争う訴訟には、国家による生存権の侵害の排除を求めるものと、他の私人による侵害の排除を求めるものがある⁸。貧困者に対する高額な課税や総評サラリーマン税金訴訟等はこの類型に属する。つまり、憲法25条は、国家の介入によって国民の生活を破壊されない権利、いわゆる「生存権の自由権的側面」を保障する⁹。ただし、初例としての食糧管理法違反事件では、最高裁によって生存権の裁判規範性が否定されているが、それ以後の生存権をめぐる訴訟に大きな影響を与えているため、この類型に含めることにする。

(1) 生存権の裁判規範性を否定した「食糧管理法違反事件¹⁰」（公共の福

⁶ 中村睦男ほか『注釈日本国憲法上巻』（青林書院・1984年）581頁（中村睦男執筆）。

⁷ 同上。

⁸ 中村睦男・永井憲一『生存権・教育権』（法律文化社・1989年）120頁（中村睦男執筆）。

⁹ 松本・前掲注（4）、270頁以下参照。

¹⁰ 食糧管理法違反事件（最大判昭和23（1948）年9月28日刑集2巻10号1235頁）。上告人は、戦後の食糧不足の時代に、地方官庁の許可を得ずに、闇米（白米1斗、

祉論）

本判決は、日本の最高裁が初めて憲法25条について判断したものである。最高裁は、憲法25条1項について、同条が国政を運営すべきことを国家の責務として「宣言」したにすぎず、国家は「個々の国民に対して具体的、現実的にかかる義務を有するのではない」として、「この規定により直接に個々の国民は、国家に対して具体的、現実的にかかる権利を有するものではない」と説き、食糧管理法については、戦後の食糧不足の時期に物価の高騰と食料の窮乏を避け、国民全般の生活の安定ないし生存権を確保するために、公共の福祉によって国民経済活動を制限する法律として、その合憲性が肯定されると判示した¹¹。

当時の最高裁は、生存権の法的性質について「プログラム規定説」を採用し、憲法25条が国政の基本方針を示すにすぎず、その具体的権利性および裁判規範性を否定したため、国民が憲法25条1項に基づいて権利を主張することを認めなかった。つまり、食糧管理法の合憲性に関する論理の基礎は、戦後の非常事態において「公共の福祉」のために国民経済活動を制限するものであり、その目的が正当であるとされた。ただし、生存権の請求権的側面と関連していないため、生存権の法的性質を決定づけるものとはいえない¹²。したがって、生存権の法的性質について判断した判決に位置づけることは適切ではないという批判があった¹³。

玄米2升）を購入・運搬したために、当時の食糧管理法違反として起訴された。したがって、食糧管理法が憲法25条で定められた生存権の保障に反するかどうか争点となった。

¹¹ 横田喜三郎『違憲審査』（有斐閣・1987年）546-547頁。中村睦男『論点憲法教室』（有斐閣・1990年）209-210頁を参照。

¹² 許慶雄は、「……たとえ判決でそのような見解が示されても、判決の事実と無関係であれば、それは実質的に傍論（obiter dicta）に過ぎず、他の判決や下級裁判所に対して実効的な拘束力を持たない」と述べていた。しかし、実際にはこのような傍論が後の判決に影響を与えることが多いのである。許慶雄『社会権論』（眾文・1992年）94頁を参照。

¹³ 本判決の多数意見に対して、栗山茂裁判官と井上登裁判官は、公共の福祉によって自由な経済活動を規制する場合には、憲法第29条の財産権や憲法第30条の適正手続条項を用いて審査すべきだと主張した。彼らは、自由権に関する「公共の福祉論」を用いて社会権を取り扱うことは、社会権の各主張を無視す

このように、日本の最高裁が初めて示した生存権の理解は、当時の経済状況や国民の権利意識等に過剰に反応し、立法府を過度に尊重するものであり、生存権の実質的保障を損なう結果となった。そのため、この判決には「憲法判断を回避した」ものとの評価もある¹⁴。例えば、栗山茂裁判官は、法令の違憲審査を前提に本事件を審査すべきであるとの反対意見を述べている。すなわち、栗山裁判官は、最高裁の多数意見を以下のように整理している。①法令の違憲審査の対象は、事件に直接関係するに限られるべきであり、全体的な法令ではない（付随的違憲審査）。②立法政策の当不当を審査するべきではない。③法律は合憲性が推定されるべきである（合憲性推定原則）。④立法府の権限を明らかに超えない限り、法律を無効とするべきではない（明白の原則）¹⁵。つまり、多数意見の司法消極主義が行き過ぎであることを指摘し、このような見地から当時の食糧管理法を審査すれば合憲となるのは当然だと批判した。それにもかかわらず、本判決は、生存権条項についてプログラム規定説を採った先例判決として、その後の生存権訴訟に大きく影響を与えることになった¹⁶。しかし、現代においては、安易に公共の福祉を理由に基本的人権を制限することは許されず、そして、宣言的なプログラム規定説の見直しが議論されており、生存権の具体的権利性と裁判規範性をいかに認めるかが重要な課題となっている。

る便宜的な処理であると批判している。木下智史「プログラム規定説から立法裁量論へ」法学教室217号（1998年10月）58頁を参照。また、自由権における生存権（生活権）は近代の憲法原則であるため、特に憲法第25条における生存権の問題として扱う必要はないと説く学者もいる。奥平康弘・杉原泰雄『憲法3』（有斐閣・1977年）56-57頁を参照。初宿正典は、本事件について、憲法13条における生命権が問題として処理すべきだったと指摘している。初宿正典『憲法2——基本権』（成文堂・1996年）449頁も参照。

¹⁴ 蕭淑芬「法治国家原理と生存権の保障」大阪大学博士論文（1997年12月・国家図書館所蔵）70-71頁。

¹⁵ 横田喜三郎『違憲審査』（有斐閣・1987年）548-549頁、632頁。明白性の原則は、Ashwander v. Tennessee Valley Authority, 297 U. S. 288 (1936) に由来するものである。基本的には、権力分立の原理に基づき、司法府が立法府を尊重して自己抑制するというものである。

¹⁶ 大須賀明『生存権論』（日本評論社・1987年）230頁を参照。

（2）立法裁量を尊重した「総評サラリーマン税金訴訟事件¹⁷」（明白の原則）

本件は、給与所得への課税制度が給与所得者（サラリーマン）の「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害しているかどうかが争われたものであり、日本労働組合総評議会が提起したサラリーマン減税運動に関わる事件である¹⁸。一般には、課税を通じて財を再分配するのは福祉国家の任務であり¹⁹、税金を負担することで国民の健康で文化的な最低限度の生活が脅かされるときには、国家の「作為」による人々の「生存的自由」の侵害であると説かれる。したがって、課税をめぐる問題は、憲法25条の社会権的側面というよりも、むしろ自由権的側面に関わるものである²⁰。

1 審判決は、「国家は国民自らの手による健康で文化的な最低限度の生活を維持することを阻害してはならないのであって、これを阻害する立法、処分等は憲法の右条項に違反し無効といわねばならない」と判示した。2 審判決も、1 審判決を踏襲して、「課税最低限が現実の生活条件を無視し最低生活費よりも、著しく低額に定められた場合にのみ違憲の問題を生ずる」と判示している。

上訴審において最高裁は、25条の自由権的側面について法的効力を認めたものの、いかなる立法や処分等が「阻害する立法、処分等」に該当

¹⁷ 総評サラリーマン税金訴訟第1審判決（東京地裁昭和55（1980）年3月26日行集31巻3号673頁）。本件では、サラリーマンに対する税負担の不公平性が争点となった。原告は、「給与所得者」に対する税負担が「事業所得者」に比べて過度に重いと主張し、憲法25条の生存権を根拠にしてこの所得税法の規定の違憲性を訴えた。

¹⁸ 倉持孝司「所得税の課税最低限と生存権」別冊ジュリスト155号（2000年）296頁。

¹⁹ 小山廣和「日本国憲法の平等原則と累進課税（二）」法律論叢77巻1号（2004年9月）2頁、12頁を参照。

²⁰ 北野弘久は、租税法において課税の最低水準が生存権という最低限度の生活費より低い場合、人々の「生存の自由」が侵害されることになるので、そのような法規は違憲無効であると説いている。北野弘久『税法学原理』（青林書院・1984年）107頁。

するのか、明確な判断を示していない。なお、違憲審査基準については、税制は国民の生活に大きな影響を与えるものであり、その合理性が問われる。しかし、税制に関する立法府の裁量は広範であり、裁判所がこれを制限するには明白に不合理な場合に限るとした。最高裁は、「課税最低限が現実の生活条件を無視したことが一見にして明白な程に明確である場合には憲法第25条の趣旨に違背するものとして違憲の問題が生ずる」との基準を示した。

つまり、最高裁は1審や2審と同様に、違憲審査基準として「明白の原則」を採用し²¹、生存権が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」が著しく侵害されるような税制は憲法違反となり得るが、本件においては、給与所得者に対する税負担が生存権を侵害する程度には達していないと判断し、立法府の広範な裁量を認めたわけである²²。ただし、この判決は、税制に対する司法の介入を限定し、立法府の広範な裁量を認める一方で、生存権の侵害が明白である場合には司法が介入する余地を残したことが示され、日本の税制に関する司法審査の枠組みを示す重要な先例となった。しかし、この緩やかな審査基準によれば、実施されている課税方法について違憲と判断とするのはほぼ不可能であろう²³。そこで、その後、生存権について「最低限度の生活保護」と「より快適な生活保護」を区別し、前者については「より厳格な審査基準」を、後者に

²¹ 租税立法に関しは、一般的に「明白の原則」がとられ、緩やかな審査が行われる。主に、大島サラリーマン訴訟（最大判昭和60（1985）年3月27日民集39巻2号247頁）の審査基準を踏襲してきた。常本照樹「平等権判例の到達点」法学教室201号（1997年6月）56頁を参照。

²² 中村睦男・永井憲一『生存権・教育権』（法律文化社・1989年）121頁参照。憲法14条の平等原則を使い、租税法に対して審査を行う際には（最大判昭和60（1985）年3月27日民集39巻2号247頁）、基本的に広範な立法裁量が認められ、「合理性の基準」で審査される。しかし、伊藤裁判官は、性別にかかわる疑わしい区分（たとえば、男女差別の課税）について、合憲の推定を排除すべきで、より厳格な審査基準を適用すると述べている。吉田善明編『憲法重要判例集』（敬文堂・2000年）79頁を参照。

²³ 倉持孝司「所得税の課税最低限と生存権」別冊ジュリスト155号（2000年）297頁。

については「明白の原則」を適用するべきだとする説もある²⁴。ある時点において最低限度の生活費が客観的に決定できるという立場をとれば、裁判所は、最低課税額が最低限度の生活費よりも低いかどうかは判断できるはずである。したがって、課税されても最低限度の生活費を十分に維持できるような課税方法でなければ合憲性は認められないから考えると²⁵、税制に関する立法府の裁量と生存権の保障とのバランスの判断は必要かつ重要である。もっとも、憲法上の最低生活には、最低限度の生活費の課税や給付の問題だけでなく、最低限度の「自由な生存」という問題も含まれるため²⁶、生存権の複合的な性格がここで見られるのである。

2. 行政処分の合憲性

生存権保障における立法・行政裁量の統制は、今日において重要な課題である。憲法25条が規定する「健康で文化的な最低限度の生活」は福祉国家の基盤であり、その実現には一定の裁量が必要とされる。しかし、裁量の逸脱・濫用の判断は困難であり、その裁量が無条件に認められるべきかについては不明確な部分が多い²⁷。一般的に生存権には広い裁量と抑制的な司法審査が必要との立場を取られているが、この認識は生存権の実質的保障に障害となる可能性があると思うから。したがって、以

²⁴ いわゆる生存権の「二重の基準」論である。中村睦男・永井憲一『生存権・教育権』（法律文化社・1989年）123頁を参照（中村睦男執筆）。サラリーマン税金訴訟の最高裁判決において、伊藤正己裁判官は、「租税法は、特に強い合憲性の推定を受けるが……14条1項後段所定の事由に基づいて差別が行われるときには、合憲性の推定は排除され、裁判所は厳格な基準によってその差別が合理的であるかどうかを審査すべきである」と述べている。小山廣和「日本国憲法の平等原則と累進課税（二）」法律論叢77巻1号（2004年9月）12頁を参照。

²⁵ 金子宏「税制と公平負担の原則」ジュリスト506号（1972年）24頁参照。

²⁶ 松本奈津希「最低生活保障の法理の形成と具体化（1）」一橋法学18巻1号（2019年）276頁参照。

²⁷ 松本奈津希「生存権保障における立法・行政裁量と手続的統——ドイツの「例外的」判例と「整合性要請」を契機として」一橋法学第20巻第2号（2021年7月）817頁。

下では憲法25条を具体化する法律（たとえば生活保護法）の存在を前提に、その行政処分の合憲性を争った代表的な訴訟を検討していく。

(1) 「朝日訴訟」²⁸における裁量権の統制及び逸脱濫用審査（羈束裁量論vs.自由裁量論）

朝日訴訟は、生存権を具体化した法律の法的性格について、最高裁が初めて判断を示したものである。ここでは、主に生活保護法の保護基準の合憲性が争われた。提訴されてから数十年にわたる審理を経て、最終的に最高裁は、生活保護法上の保護基準という行政立法の判断は厚生大臣の「合目的な裁量」を尊重すべきであると判断し、生活保護法の保護基準を合憲とした。この判断は、初期の生存権理論と国民の人権意識に大きな影響を与えた²⁹。

1 審判決は³⁰、以下のようにまとめられる³¹。すなわち、①生活保護法3条にいう「健康で文化的な生活水準」とは、生物的生存を維持するのではなく、「人間に値する生存」を維持できる水準でなければならないことを意味している。②生活保護法は、反射的利益をもたらしものではなく、一種の保護請求権を認めるものである。③厚生大臣による保護基準の認定は、生活保護法3条、8条2項によって羈束されるべきである（羈束裁量論：生活保護基準の決定においても、具体的な基準は法律で詳細に定められるべきであり、行政の裁量は最小限に抑えられるべきである）。④最低限度の生活水準の具体的内容は、時代によって変動しう

²⁸ 朝日訴訟は、生活保護基準が憲法25条に違反するかどうかを争った事件である。原告（朝日茂）は生活保護基準が低すぎて「健康で文化的な最低限度の生活」を保障していないと主張し、国を相手取って訴訟を提起した。

²⁹ 訴訟を支援する国民運動も展開された。なお、荒本誠之「社会保障の法的構造（二）」熊本法学6号（1966年）11-13頁、中村睦男「権利としての福祉」ジュリスト537号（1973年）42頁、隅野隆徳「生存権の性格」ジュリスト増刊（1977年10月）160頁参照。

³⁰ 朝日訴訟第1審判決（東京地判昭和35（1960）年10月19日行集11巻10号2921頁）は、原告の主張を認めた。

³¹ 藤澤宏樹・高木さやか「生存権の法的性格論（2）」福島高専研究紀要40号（2000年）134頁。

るが、ある時点において客観的に決定できる。以上のことから、月額600円という基準は、行政裁量の範囲を逸脱しており違法である。また、生活保護法は、憲法25条を具体化した法律であるから、当該行政処分が違法であるということは、すなわち違憲であるということである³²。

1 審判決は、憲法25条と生活保護法を一体として捉え、憲法25条の裁判規範性を「間接的に」認めていることから、積極的プログラム規定説、あるいは抽象的権利説を採ったものだといえる。1 審判決は、「最低限度の生活水準」については、これを客観的に決定しようとして、厳格な審査基準を適用して行政府の裁量を羈束した。他方、「より快適な生活」水準については、行政府の広範な裁量を認め、緩やかな審査基準を適用している³³。本判決は、憲法25条の具体的請求権を肯定したものではないが、当時としてはかなり進歩的なものであり³⁴、これをきっかけとして生存権をめぐる議論が再燃した。

2 審判決は³⁵、生活保護法による社会受給は、単なる反射的利益ではなく、具体的な権利であると判示した。本判決は一見すると1 審判決と同様に羈束裁量論を採っているように見えるが、控訴審裁判所は、保護基準は抽象的で不確定なもので利、裁判所の判断に馴染まないため、その設定については、厚生大臣（行政府）の「専門技術的な裁量」に委ねるべきだとしている。つまり、1 審判決の羈束裁量論は、2 審判決において自由裁量論（その法律は基本的枠組みを提供するにとどまるもので

³² 中谷実編『憲法訴訟の基本問題』（法曹同人・1989年）145頁（向井久了執筆）。しかし、このような立論は、下位の法律に基づいて上位にある憲法の裁判規範性を推論するものであり、法の段階秩序を混乱させる恐れがある。

³³ 藤澤宏樹「生存権の違憲審査基準の再検討」法律時報75巻10号（2003年9月）84頁、中村睦男ほか『注釈日本国憲法上巻』（青林書院・1984年）586頁（中村睦男執筆）。

³⁴ 本判決は、少なくとも最低限度の生活水準をある程度明らかにし、予算配分や社会保障における行政裁量を制約しようと試みたものである。木下智史「プログラム規定説から立法裁量論へ」法学教室217号（1998年10月）58頁参照。

³⁵ 朝日訴訟控訴審（東京高判昭和38（1963）年11月4日行集14巻11号1963頁）では、生活保護法の支給基準について判断されなかった。

ある)に凌駕されてしまったわけである³⁶。このような2審判決には、「生活保護基準は司法審査の対象である」ことを認めつつ、他方で「行政の自由裁量」も認めており、実質的に司法判断を放棄したものであるとの評価がある³⁷。

最高裁も2審判決と同様の論理を展開した³⁸。上告審において最高裁は、上告審において、最高裁は生存権の具体的権利性を否定したが、国の予算事情は生存権の具体化における考慮要素であり³⁹、具体化する法律があったら立法または行政の裁量も司法審査の対象となる。とはいえ、生活保護基準について、「現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定するなど憲法および生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によって与えられた裁量権の限界を越えた場合または裁量権を濫用した場合」に限り、違法な行為として司法審査の対象になると判示していることから⁴⁰、生存権の裁判規範性のある程度は認めたとも言える⁴¹。しかし、生活保護基準の設定については、憲法25条によって直接行政裁量を羈束できるのではなく、その裁量範囲を逸脱した場合に限り違法の判断ができ

³⁶ 佐藤進「生存権と生活保護基準」別冊ジュリスト113号(1991年10月)5頁。第2審判決は、プログラム規定説に基づいて、生存権の法的権利を否定した。許慶雄『社会権論』(眾文・1992年)99頁を参照。

³⁷ 蕭淑芬「法治国家原理と生存権の保障」大阪大学博士論文(1997年12月・国家図書館所蔵)74頁。許慶雄は、本件2審判決が憲法25条と生活保護法の関連性について言及していない点を指摘し、本判決の再検討が必要であると主張している。つまり、本判決は生存権の現実的意義を考慮することなく行政の自由裁量を認めたものである。許慶雄・同上99-100頁も参照。

³⁸ 朝日訴訟上告審(最大判昭和42(1967)年5月24日民集21巻5号1043頁)。

³⁹ 伊藤周平「社会保障制度改革の動向と生存権論の課題」鹿児島大学法学論集53巻1号(2018年11月)10頁。

⁴⁰ 木下智史「生存権保障と違憲審査基準」法学教室218号(1998年11月)83頁、中村睦男「生存権」芦部信喜編『憲法Ⅲ人権(2)』(有斐閣・1983年)342頁を参照。

⁴¹ このように最高裁判決には従来のプログラム規定説と異なる見解も含まれているため、学説には、これを積極的プログラム規定説や抽象的権利説として位置付けものもある。

るとし⁴²、生存権全般にわたって緩やかな違憲審査基準を適用している。したがって、1審判決と比べれば、生存権の規範性をかなり後退したといえよう⁴³。また、自由裁量論に基づく判断では、司法の関与が限定されるため、行政の判断が適切でない場合に十分な救済が得られない可能性があるという点に注目すべきである。

（2）保護変更の正当性が問われる「加藤訴訟⁴⁴」（生活保護費減額の裁量権逸脱）

本判決は、1990年代のものであり、朝日訴訟判決が示された1960年代とは時代状況が大きく異なっている。社会保障制度における「量」が拡充されるにつれて、生存権訴訟における争点は、健康で文化的な最低限度の生活における「質」の問題に集中するようになり、給付金の用途や併給禁止をめぐる問題が提起されるようになった。

本件は、生活保護法による給付金を貯蓄することの是非が争点となったものであり、いわゆる「秋田生活保護費貯蓄訴訟」とも称される。裁判所は、給付金の貯蓄について次のように判示した。「支給された保護費は、国が憲法、生活保護法に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために被保護者に保有を許したもの」。要するに、問題となっている貯蓄は、被保護者が最低限度の生活を下回る生活をおくることに

⁴² 生活保護基準の設定について行政の自由裁量が認められる場合、その設定の不合理性は基本的に観念されない。最高裁は設定された保護基準の妥当性を審理した結果、行政裁量を逸脱した違法性の問題が生じず、合憲性について判断する必要もなかった。このような最高裁の姿勢は、過度な司法の自制を示しており、当時の司法官僚の意識や司法消極主義を象徴するものといえる。また、行政裁量を拡大させる結果となった。詳細については、許・前掲注（34）102-103頁を参照。

⁴³ 中村陸男・常本照樹『憲法裁判50年』（悠々社・1997年）248頁（中村陸男執筆）。

⁴⁴ 加藤訴訟第1審判決（秋田地判平成5（1993）年4月23日行集44巻4・5号325頁）。本件の事案では、原告は将来の入院を心配して受給していた障害年金と生活保護費の一部を貯蓄していた。しかし、福祉事務所は、その貯蓄を収入とみなし生活保護費を減額した。これに対して原告は生活保護費の減額処分が憲法25条および生活保護法56条に違反するとして提訴した。

よって蓄えたものであり、被保護者の現在の生活を生活保護法によって保障される最低限度の生活水準にまで回復されるべきである。このため、貯蓄分を収入として扱い、その分の保護費を減額することは、本来的に生活保護の趣旨に反し、また貯蓄額も一般国民の感情に照らして違和感を覚えるほど高額ではないため、生活保護法56条にいう「生活保護を不利益に変更すべき正当な理由」に該当しないから⁴⁵、当該保護変更の決定は違法であるとした。

本判決は、生活保護費の減額が「最低限度の生活」の保障を脅かすとの見地から、厳格な審査を行うべきとの判断を示したものと思われる⁴⁶。この結果、生活保護法の実施要領には、「当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものであり、その使用目的が生活保護の趣旨に反しないと認められる場合には、活用すべき資産として扱われず、保有が容認される」という解釈が盛り込まれることになった。

(3) 給付金の自由使用原則を承認した「中嶋訴訟」⁴⁷（減額の裁量制限・制裁禁止）

本件も、生活保護法による給付金を貯蓄することの是非が争点となったものである。具体的には、学資保険の払戻金を収入として認定し、保護費を減額するとした保護変更処分の是非が争われた。1審判決は⁴⁸、①数社の生命保険に加入していることから、保護費の給付額がそもそも最低限度の生活を保障する範囲を超えていた疑いがあり、②保険の払戻金の用途が必ずしも本来の目的に沿うものではなかったことから、当該保護変更の決定は裁量権の濫用とはいえないとした。しかしながら、学資保険の貯蓄が認められないために子どもを進学させられない事態にな

⁴⁵ 米沢広一「生存権——最近の動向」法学教室185号（1996年2月）60頁。

⁴⁶ 木下智史「生存権保障と違憲審査基準」法律教室218号（1998年11月）88頁。

⁴⁷ 原告である中嶋氏は、子女を高校に入学させるために学資保険に加入していた。その後、その学資保険の返戻金が収入と認定され、生活保護費が減額された。そこで原告は、当該減額処分が憲法25条、26条および生活保護法56条に違反するとして、同処分の取消および国家賠償を請求して提訴した。

⁴⁸ 中嶋学資保険訴訟第1審判決（福岡地判平成5（1993）年3月14日判例集未登載）。

ると、子どもの教育について親に義務を課している憲法26条（教育権）との調和を欠くことになる⁴⁹。したがって、学資保険の払戻金については、最低限度を下回る生活による貯蓄であって、収入とみなされるべきではなく、生活保護法の趣旨に反しないと考えられる。このように、当該保護変更の決定は、行政裁量の濫用にあたる可能性がある。なお、控訴審および上告審では、原告が勝訴している⁵⁰。

これらの判決およびその後の高訴訟判決は⁵¹、生存権の背景にある個人の尊厳をも反映しているといえる。すなわち、個人の尊厳から導かれる「自己決定権」を前提として、生活保護法による給付金の「自由使用原則」を承認するものである。国家が生活保護法による給付金の用途を限定するなどして被保護者の生活に過度に介入することは、生存権のみならず、被保護者の自己決定権を侵害することになる。したがって、生存権の理論は、憲法25条だけでなく、13条の「個人の尊重」とも関連づけて構成されるべきである。この見地からは、国家の過度にパターナリスティック（paternalistic）⁵²な干渉を防ぐために、行政裁量をめぐる司法審査では有効に統制する必要がある。これは2006年後の高齢者加算廃止に関する訴訟において有効であると見なされた。つまり、政治部門の

⁴⁹ 米沢広一「生存権——最近の動向」法学教室185号（1996年2月）61頁。

⁵⁰ 中嶋学資保険訴訟第2審（福岡高裁平成10（1998）年10月9日）および上告審（最大判平成16（2004）年3月16日）では、いずれも原告が勝訴した。

⁵¹ 本件の事案の概要は以下のとおりである。原告は24時間体制の介護を必要としており、生活保護として支給されていた介護費（月額120,000円）では十分ではなかった。原告の母親は、息子の将来を心配して障害者扶養共済年金の掛金を納めていたが、母親の死後、同共済年金は原告の収入として認定され、生活保護の支給額から同共済年金の支給額が差し引かれた。そこで原告は、この処分が違法であると主張して提訴した。ここでは、中嶋学資保険訴訟と同様に、在宅介護を望む原告の人間の尊厳や自己決定が主な争点となった。本件では、第1審金沢地裁（平成11（1999）年6月11日）、第2審（名古屋高裁平成12（2000）年9月11日）、および最高裁（平成15（2003）年7月11日）のすべてにおいて原告が勝訴した。

⁵² 「正当な」パターナリズムとは、国家が個人の自己決定を尊重するという観点から、介入行為の性質やその影響を考慮し、その程度が決定されるものである。澤登俊雄編著『現代社会とパターナリズム』（ゆみる出版・1998年）を参照。

「判断過程審査（統制）」は、裁量判断の結果ではなく、判断に至る過程に着目した審査を行う手法である⁵³。また、最低限の生存に関わる類型的、想定的需要を探究する規律の意図に基づく立法は内容を形成し、それ以外の規律の意図による制約には、自由権の場面と同様に比例原則が適用されるという考えもある⁵⁴。この立場から、生活保護費用の減額や廃止に関しても比例原則に基づき、過度な制約や不合理な制裁措置が行われないようにする審査方法もある。

3. 法律内容の合憲性

この類型の訴訟は、憲法25条を具体化した法律の合憲性を争うものだが、具体的には、各種の年金における併給禁止規定や国籍要件等の給付制限の是非が争点となっている。また、施行されている法律の改正や廃止の合憲性も問題となる。

(1) 広範な立法裁量を認めた「宮訴訟事件⁵⁵」(制度後退禁止の芽生え?)

本件は、老齢福祉年金と普通恩給との併給禁止規定の合憲性が争われたものである。1審判決⁵⁶の判旨は、以下のとおりである。①憲法25条

⁵³ 例えば、加齢加算廃止違憲訴訟である福岡高裁判決（平成22（2010）年6月14日）では、高齢加算の廃止決定について、「考慮すべき事項が十分考慮されていなかった」、その評価が明らかに合理性を欠き、「社会通念に照らして著しく合理性を欠けている」と認定し、生活保護法56条「正当な理由のない不利益変更の禁止」を適用して、北九州市の生活保護変更決定を取り消す判決を言い渡した。最高裁（再判平成24（2012）年4月2日民集66巻6号2367頁）では、老齢加算廃止の違憲性を否定したが、「要保護者に特別な重要が存在」する場合に、保護の内容について「特別な考慮すべき」ことを生活保護法9条（必要即応の原則）の趣旨を参酌する余地を認めている。伊藤周平「社会保障制度改革の動向と生存権論の課題」鹿兒島大学法学論集53巻1号（2018年11月）10頁。

⁵⁴ 柴田憲司「生活保護の制裁的な減額と比例原則—近時のドイツ判例をめぐる議論状況の覚書—」法学新報127巻7・8号（2021年3月）276頁。

⁵⁵ 普通恩給の受給者であった原告（宮氏）は、70歳に達し老齢福祉年金を申請した。しかし、当時の国民年金制度の併給禁止規定により、老齢福祉年金の支給が停止される処分を受けたため、この処分の取り消しを求めて訴訟を提起した。

⁵⁶ 宮訴訟第1審判決（東京地判昭和49（1974）年4月24日行集25巻4号274頁）は、

1 項が保障する生存権は、社会的立法政策を通じて実現するものである。同条 2 項に列挙された事項は、重要な社会政策であり、国家には生存権保障のための諸施策を実施すべき責務がある。②憲法25条は、国に対する具体的な請求権を国民に認めるものではなく、立法による具体化を待たなければならない。国がどのような施策を行うかは立法政策の問題であるから、立法府の裁量に委ねるべきである。③憲法25条によって、国家は生存権理念の実現のために絶えず努力しなければならない。法律が制定されて国民に権利と利益が付与された場合、それを剥奪することはできない。合理的な理由なくその権利を侵害する法律を定めることは、憲法25条の趣旨に反する。④立法府の裁量については、「立法府の判断が恣意的なものであって明らかに合理性を欠き、その裁量権の行使を著しく誤ったもの」でない限り、憲法25条の違反にはならない。裁判所は、以上の見地から併給禁止規定について合憲と判断した。

本判決は、生存権を保障する具体的施策について、それを立法政策の問題として立法府の広範な裁量を認めている。しかし、プログラム規定説を採用し、憲法規範と立法府との法的関係を完全に断ち切るのは、理論的に一貫しているが極めて形式的な性格が強いと指摘された⁵⁷。また、本判決が立法裁量の判断において、きわめて緩やかな「明白の原則」を適用しているにもかかわらず、法律によっていったん与えられた社会保障にかかる権利を侵害する法律については、その権利を憲法に由来するものとして、合理的な理由なくそのような法律（改悪）を定めてはならないとしていることもあって、学説においては、より厳格な「合理性の基準」を適用すべきだった、という批判もある⁵⁸。つまり、「いったん決定した支給基準を切り下げたり、支給を廃止したりする場合には、新

国民年金の給付制限は、行政裁量の範囲内であり、憲法25条に違反しないと判断した。しかし、第2審判決（東京高判昭和56（1981）年4月22日行集32巻4号593頁）は、1項2項峻別論（分離論）を用いて当該併給制限規定を合憲と判断した。なお、控訴審に原告は死亡したため、その妻による訴訟継承が認められた。

⁵⁷ 大須賀明『生存権論』（日本評論社・1987年）248-249頁。

⁵⁸ 木下智史「生存権保障と違憲審査基準」法律教室218号（1998年11月）84頁、中村睦男「生存権」芦部信喜編『憲法Ⅲ人権（2）』（有斐閣・1983年）343頁。

たな制度を創設する場合に比べて、その判断は厳格に審査される必要がある」というわけである⁵⁹。また、「合理的な理由なくその権利を侵害する法律を定めることは、憲法25条の趣旨に反する」という言葉を吟味すれば、本判決も、生存権を具体化した社会保障制度の「制度後退禁止原則」を認めているようである。

しかし、立法府の広範な裁量を認めてきわめて緩やかな審査基準を適用するだけならば、憲法判断を回避するに等しいこととなろう。とりわけ、老齢福祉年金を老人の最低限度の生活を保障するためのものではないとした裁判所は、老齢福祉年金の性格を補足的、上積的なものとして捉え、最低限生活の理想図とし⁶⁰、当該老人の生活実態を無視していると言わざるをえない。したがって、当時の年金制度による老人の生活実態を適切に把握しないまま、老齢福祉年金の併給に関する差別的取扱そのものの一定限度での合理性だけが主張され、社会保障制度の不備の時代に裁判所がつくった「消極的先例判決」であると評価されている⁶¹。

(2) 司法消極主義に基づいた「堀木訴訟⁶²」(合憲性審査の枠組み)

本件では、児童扶養手当と障害福祉年金における併給禁止規定の合憲性が争われた。1審判決は⁶³、当該規定を無効とし、併給禁止規定が性別および社会的身分による不当な差別にあたるとして、憲法14条1項の平等原則に違反すると判断したが、憲法25条については何ら判断していない。憲法25条の判断が示されたのは、控訴審判決⁶⁴においてであった。

控訴審判決においては、裁判所が憲法25条の1項と2項を区別して解

⁵⁹ 木下智史「生存権保障と違憲審査基準」法律教室218号(1998年11月)84-85頁。

⁶⁰ 高藤昭「無拠出年金の法的性格とその社会保障法上の地位——宮訴訟第一審判決を契機として」社会労働研究21巻3・4号(1975年3月)26頁。

⁶¹ 佐藤進ほか編『社会保障判例百選〔第2版〕』(有斐閣・1991年)94頁。

⁶² 原告である堀木氏は、障害者年金を受給しているが、児童扶養手当の受給を拒否されたため、この併給禁止規定が生存権を侵害するとして訴訟を提起した。

⁶³ 堀木訴訟第1審判決(神戸地判昭和47(1972)年9月20日行集23巻8・9号711頁)。

⁶⁴ 堀木訴訟控訴審(大阪高判昭和50(1975)年11月10日行集26巻10・11号1268頁)。

釈する「1項2項分離（峻別）論」を採用した⁶⁵。25条1項の要請するものは「救貧措置」、すなわち、国民の「健康で文化的な最低限度の生活」を達成するためになされる救済措置であり、絶対的な基準があるとされる。一方、2項の要請するものは「防貧措置」であって、絶対的な基準がないため、その内容を決める際には、立法府の広範な裁量が認められるとされた。控訴審判決は、国家の防貧施策について立法裁量を認め、憲法25条2項に関する司法審査では、違憲審査基準としてきわめて緩やかな「明白の原則」を採用したのに対して、国家の救貧施策についてはより厳しい違憲審査基準を適用する必要性を示唆している⁶⁶。

上告審判決において最高裁は⁶⁷、「1項2項分離論」を採用せず、以下のように判示した。すなわち、「健康で文化的な最低限度の生活」は抽象的かつ相対的な概念であり、その具体的な内容は、文化の発展の程度、社会経済の状況、一般国民の状況等の諸条件に照らして決定されるべきものである。その判断は、高度の専門的技術が必要とされることから、立法府の広範な裁量に委ねられるべきであり、「著しく合理性を欠き、明らかに裁量を逸脱・濫用と見ざるをえないような場合」を除き、裁判所が司法審査するべきではないとされた。

最高裁の判決は、憲法25条全般についてきわめて緩やかな審査基準を適用することとし、1項2項分離論によって、1項に関する違憲審査においてより厳格な審査基準を適用する余地を認めた控訴審判決から後退することになった⁶⁸。この判断は、食糧管理法違反事件および朝日訴訟

⁶⁵ 佐藤進「堀木控訴審判決にみる生存権の法理」ジュリスト607号（1976年3月）79頁。本論では、憲法第25条の第1項と第2項を形式的に区別して解釈する「1項2項峻別論」に反対する。その条文からは、第25条第1項が生存権保障の目的と理念を明示し、第2項がその目的を実現する手段を定めていることが明らかであるため、第25条は一体として解釈されるべきであると考ええる。

⁶⁶ 中村睦男ほか『注釈日本国憲法上巻』（青林書院・1984年）586-587頁（中村睦男執筆）。

⁶⁷ 堀木訴訟上告審（最大判昭和57（1982）年7月7日民集36巻7号1235頁）では、広範な立法裁量が認められ、原告が敗訴した。

⁶⁸ 横田耕一「合理性の基準」芦部信喜編『講座憲法訴訟第2巻』（有斐閣・1987年）185-186頁、191頁を参照。

における最高裁の傍論を踏襲した結果である。生存権を抽象的かつ相対的な概念とし、広範な立法裁量を認めるならば、ほとんど違憲と判断されることはないため、最高裁の見解は、憲法が生存権を保障していることの意味を実質的に否定するものである⁶⁹。小川政亮は、このような状況を「司法解釈の空洞化」とし、この判決は立法裁量論を濫用しているばかりか、憲法98条における裁判官の憲法擁護義務に違反するものであると指摘している⁷⁰。また、最高裁は、受給者の生活実態を配慮せず、障害福祉年金を併給調整対象とすることを「過剰包摂」と批判し、「制度の現実」を考慮せず「制度の建前」の観点から審査しているとの指摘もある⁷¹。

堀木訴訟において裁判所は、違憲審査について司法消極主義に立っている⁷²。しかしながら、「過度の司法自制は逆に三権分立の趣旨に違反する」とされ⁷³、裁判所は、生存権訴訟においても立法裁量を適切に羈束し、併給禁止規定が「最低限度の生活」の保障を侵害していないかどうかを、それぞれの事案における当事者の生活実態に即して判断すべきである。中村睦男は、生存権を「最低限度の生活」の保障と「より快適な生活」の保障に区別し、前者には「厳格な合理性の基準」を、後者には「合理性の基準」を適用するべきであると指摘している⁷⁴。

さらに、本判決については、合理性審査の枠組みを示したが、最高裁は「合理的な理由がなければ不当な差別となる」と認める場合、すなわち、憲法14条の平等原則に違反すると認める場合であっても、生存権に関する問題領域に立法裁量論を適用したことに疑問がないわけではな

⁶⁹ 佐藤進「堀木訴訟最高裁判決の問題点」ジュリスト773号(1982年9月)31頁。

⁷⁰ 小川政亮「人権としての社会保障と最高裁判所の選択——堀木訴訟最高裁大法廷判決によせて」労働法律旬報1052号(1982年7月)9-10頁。

⁷¹ 尾形健「障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁制——堀木訴訟」憲法判例百選Ⅱ〔第7版〕(有斐閣・2019年)289頁。

⁷² 時岡弘編『人権の憲法判例(第3集)』(成文堂・1982年)64頁(久保田稔執筆)。

⁷³ 荒本誠之『社会保障法読本』(有斐閣・2000年)264頁。

⁷⁴ 中村睦男「障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止と違憲性——堀木訴訟」別冊ジュリスト153号(2000年5月)7頁、中村睦男・永井憲一『生存権・教育権』(法律文化社・1989年)114頁(中村睦男執筆)。

い。併給禁止規定の違憲審査においてきわめて緩やかな審査基準を適用するならば、生存権に関連する事柄については平等原則違反もほとんど認められないということになりかねない。このような状況では、司法の介入できる余地がかなり限定されることになる⁷⁵。生存権保障の多様な個人化という事実を無視したことは、個人の尊厳を確保することを目的とする福祉国家において、とりわけ強調される実質的平等の意義が損なわれることになる。したがって、社会保障制度における平等原則違反が争われる訴訟においては、「厳格な合理性の基準」を適用すべきである⁷⁶。近時、強い個人のフィクション性や潜在的な抑圧構造による社会的排除に着目し⁷⁷、社会給付に関する「合理的配慮法理」の審査方法を提起した⁷⁸。すなわち、社会保障受給過程において社会的障壁の存在を顕在化させ、原告の損害の除去の責任を公権力に見出し、併給禁止条項を間接差別として構造によって本来の能力・条件を発揮することができない個人の被差別状態を司法による解消を求める方法である⁷⁹。

(3) 生活実態調査に基づいた司法審査である「牧野訴訟⁸⁰」（厳格な合理性の基準の可能性を示した）

⁷⁵ 許慶雄「現代人権體系中平等原則之研究（上）」中正大學法學集刊第六期（2002年）176頁。

⁷⁶ 戸松秀典『立法裁量論（憲法訴訟研究Ⅱ）』（有斐閣・1993年）111頁を参照。

⁷⁷ 強い個人論や社会排除の問題について、鄭明政「司法による生存権の保障及び権利促進の可能性（1）」北大法学論集第63巻第3号（2012年9月）67頁以下を参照。

⁷⁸ 杉山有沙『日本国憲法と合理的配慮法理』（成文堂・2020年）32頁、233頁以下参照。杉山によれば、合理的配慮法理とは「社会的障壁ゆえに能力・条件の発揮、権利利益の享受が制約された違法状態を解消し、本来の原告の権利行使を保障するもの」である。

⁷⁹ 杉山有沙「堀木訴訟における合理的配慮法理に依拠した司法審査の可能性」帝京法学32巻2号（2019年3月）184頁以下。

⁸⁰ 北海道の開拓農民である原告（牧野氏）は、70歳となり、老齢福祉年金を受け取れることになったが、妻がすでに年金を受給していたため、夫婦受給制限規定により年金額が減額された。この規定が違憲であるとして、牧野氏は訴訟を提起した。

本件第1審判決は、老齢福祉年金給付における夫婦同時受領の制限の合憲性が争われた。裁判所は、主に平等原則に関わる問題として、以下のように判示した⁸¹。すなわち、①経済的な措置において、高齢者を夫婦かどうかという社会的身分によって差別的に取扱うことは、「事柄の性質に即応して合理的理由があることが認められない限り」違憲となる。②共同生活に由来する共通部分について費用の節約がなされうことは事実であるが、経験上、高齢者夫婦の共同生活に必要な生活費は単身者のものよりも高額であることが生活実態調査でも示されている。とりわけ貧困家庭の扶養義務者にとって、妻を扶養する負担は単身者よりも重いのであり、当該受領制限について、「国家財政の都合から、あえて高齢者の生活事態に目を蔽うものであるとの誹りを免れないというべく、到底、差別すべき合理的理由があるものとは認められない」。こうして裁判所は、当該規定は憲法14条に違反しており無効である、と判断した⁸²。本判決は、裁判所が夫婦同時受領を制限する「合理的理由」を認定するにあたり、従来の法実証主義的な形式的判断を控えて、生活実態調査の結果に基づく経験的判断によって老齢福祉年金の定額差そのものに問題があるとしたものであり⁸³、実質的には、「厳格な合理性の基準」を適用したとも評価できる。

(4) 国籍要件を容認した「塩見訴訟⁸⁴」(明白の原則)

本件は、国民年金法における国籍要件の合憲性が争われたものである。外国人の生存権保障に関わる事件だが、判決において示された生存権に

⁸¹ 牧野訴訟第1審判決(東京地裁昭和43(1968)年7月15日)

⁸² 中山勲「生存権裁判における違憲審査基準と举证責任」大阪大学法学部創立三十周年記念論文集『法と政治の現代的課題』(有斐閣・1982年)99-100頁を参照。第1審査以後国は控訴したが、1969年の国民年金法改正で夫婦受給制限規定が廃止されたことを受けて、高裁段階で和解が成立した。

⁸³ 浦部法穂『違憲審査の基準』(勁草書房・1994年)236頁。

⁸⁴ 原告である在日朝鮮人堀木氏は1952年のサンフランシスコ講和条約に伴い日本国籍を喪失したが、1970年に全盲の日本国籍男性と結婚し再帰化後、全盲状態で障害福祉年金を請求したが、疾病認定日に日本国籍がなかったため棄却されたので訴訟を起こした。

関する判断は、検討に価値するものである⁸⁵。

1 審判決では⁸⁶、憲法25条について、1項は救貧措置を、2項は防貧措置を要請しているとし、堀木訴訟2審判決が示した25条の「1項2項分離論」にしたがって、2項の防貧措置については立法府の広範な裁量に委ねるべきで、明らかに裁量の逸脱・濫用がある場合を除き、裁判所が審査するに適されない事柄であるため、違憲審査基準として「明白の原則」を適用することが適当であると判示した。他方、1項の救貧措置については、「健康で文化的な最低限度の生活」という「絶対的な基準」があるので厳格に審査すべきであるとした⁸⁷。ここでは、生存権の「二層構造」に対応した生存権領域における「二重の基準」論⁸⁸が展開されている。

しかし、最高裁は、「1項2項分離論」を採用せず、従来の立場から憲法25条の具体的権利性を否定し、憲法25条の「『健康で文化的な最低

⁸⁵ 日本が1981年に難民条約に加入してから、社会保障に関する法律における国籍条項が撤廃されたことに注意すべきである。したがって、外国人の生存権保障については、立法裁量と当該法律に基づく行政裁量に委ねられているといえよう。現状では、生活保護法の外国人への適用は定住外国人だけに限定されており、本件のように救済の程度も不十分である。このことは、依然として立法府や行政府の裁量が広範であることを示している。

木下秀雄「外国人と社会保障——国民年金法の国籍要件の合憲性」別冊ジュリスト153号（2000年3月）9頁を参照。

⁸⁶ 塩見訴訟一審（大阪地裁昭和55（1980）年10月29日行集31巻10号2274頁）。

⁸⁷ 岩間昭道「生存権訴訟における『厳格な審査』」樋口陽一ほか編『現代立憲主義の展開（上）』（有斐閣・1993年）745頁。

⁸⁸ そもそも「二重の基準」論とは、自由権を精神的自由と経済的自由に区分し、前者については厳格な審査基準を適用し、後者についてはそれよりも緩やかな審査基準を適用するべきだと説くものである。しかし、ここでいう「二重の基準」論とは、生存権をめぐる訴訟領域における審査基準に関するものである。すなわち、生存権を「最低限度の生活保障」と「より快適な生活保障」に区分し、前者については厳格な審査基準を適用することで立法裁量を（ほとんど）認めず、後者については然るべき立法裁量を認めると説くものである。中村睦男『社会権の解釈』（有斐閣・1983年）65頁、内野正幸『憲法解釈の理論と体系』（日本評論社・1991年）381頁も参照。

限度の生活』なるものは、きわめて抽象的・相対的な概念であって、その具体的内容は、その時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものである」とした。そして、その保障を実現するためには様々な立法措置が必要であるとして広範な立法裁量を認め、審査基準に「明白の原則」を適用したため、当然のことながら当該国籍要件は、合憲と判断された。

4. 立法不作為の合憲性

(1) 立法不作為の違憲確認訴訟

日本の生存権に関する判例をたどると、戦後に説かれたプログラム規定から現在の通説である抽象的権利へと移り変わってきたことがわかる。しかし、これまでに生存権の具体的権利性を認めた判決はない。このことは、立法の不作為によって生存権の保障が損なわれていたとしても、裁判所が具体的に救済できないことを意味する。しかし、国の立法不作為、あるいは不十分な立法によって国民の生存権が保障されていない状況は、憲法25条の趣旨に反しており、生存権を「消極的」に侵害しているともいえるのではないか。そうであるならば、生存権を保障し、それが不十分な場合に実質的な救済を可能にするため、裁判所は立法不作為の合憲性についても審査する必要がある。

そこで、まず立法不作為の違憲確認訴訟について検討する。「具体的権利説」に基づいた生存権の権利主体、権利内容および規範の名宛人の検討を経て、生存権の内容は合理的かつ客観的に確定しうるもので、主観的権利としての内実を備えた規範であることを明らかにした。もっとも、憲法25条の行政権に関する規範的内容については、行政府が25条を直接の根拠として何らかの行政行為におよぶことが認められているわけではない。というのも、「法律による行政」の原理によれば、行政権を行使するには法律における根拠が必要となるからである。ただし、立法権は生存権を実現する行政行為の前提として必要な法律を定めるのであって、その立法がなされない、あるいは不十分なときには司法によって是正されるべきであるから、行政府に対する生存権保障の要請からしても、その前提として25条が立法府に課している義務は重要であり、生

生存権は、裁判所が生存権保障を具体化する法律の立法不作為および不十分な立法について審査するに足る裁判規範性を有しているというべきである。このような見解を示した大須賀明は、ドイツ学者のザイベルト（Jakob Seiwerth）によるボン基本法の母子保護条項の解釈を引用している⁸⁹。ボン基本法は、6条4項に「すべての母親は、共同社会の保護と配慮とを請求することができる」⁹⁰と定めているが、これは、日本国憲法25条の生存権条項と比べてもかなり抽象的なものだといえよう。それにもかからず、ザイベルトは、同条4項は立法義務を課している、と解釈している。したがって、ボン基本法6条4項よりも詳しい内容を有する日本国憲法25条は、生存権の規範内容を実現するための法律を制定するよう立法府に義務づけているというべきであって、かかる法律を制定するかどうかについて、立法府に裁量の余地はない。したがって、立法府が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する法律を制定しないことは違憲であり、そのような違憲状態を裁判所が放置するならば、生存権を保障する意義は著しく損なわれることになる⁹¹。

とはいえ、裁判所が立法を義務づけることは、権力分立原理や憲法41条の立法優位原則に反するという指摘も有力である。こうした批判を回避するため、無名抗告訴訟のような方式による「立法不作為の違憲確認訴訟」を認めるべきだとする説もあるが⁹²、通説は、現行の訴訟手続法

⁸⁹ 大須賀明『生存権論』（日本評論社・1987年）101-102頁脚注9。しかしながら、ザイベルトはその後の論文はなかったようであるので、影響力が大きいと言える。台湾では、憲法が保障する生存権のうち、最低限度の生活の保障については、立法府および行政府の裁量権をゼロにまで縮減させるものだという解釈がある。したがって、最低限度の生活を保障するために司法院が介入することは当然であって、立法府および行政府に対して立法不作為の違憲を宣告することは、立法行為や行政行為の促進に資すると説く論者や、さらに国民は行政に対する請求権を有していると説く論者もいる。蘆文琦「行政立法請求権之研究」東海法研所碩士論文（2004年）150-151頁を参照。

⁹⁰ 高田敏＝初宿正典編訳『ドイツ憲法集〔第5版〕』（信山社・2007年）215頁。

⁹¹ 蕭淑芬「法治国家原理と生存権の保障」大阪大学博士論文（1997年12月・国家図書館所蔵）54頁を参照。

⁹² 上田勝美「生存権の性格——朝日訴訟」別冊ジュリスト155号（2000年10月）291頁を参照。立法不作為の違憲確認訴訟については、台湾人元日本兵損失補

のもとでこのような訴訟はありえないとしている⁹³。しかし、立法不作為について争う場合、現行法上の国家賠償請求訴訟を利用することが可能かもしれない。この訴訟形態は、学説においても広く認められているものであり、実務においても在宅投票制度廃止事件の1審⁹⁴および控訴審で利用されている。本件の1審と控訴審の判例において、立法裁量の余地に関する判断が異なっているものの、立法行為の違法性に関する判断基準は、行政行為の違法性に関する判断基準と同様だとされていた。しかし、最高裁は、本件の上告審判決において、立法内容の違憲性と立法行為（立法不作為）に関する国家賠償法上の違法性を区別し、立法不作為の国家賠償請求訴訟について厳格な要件を求めた⁹⁵。とはいえ、その後提起された関釜訴訟の1審判決は⁹⁶、「国会がいつ、いかなる立法をすべきか、あるいは立法をしないかの判断は、国会の広範な裁量のもとにあり、その統制も選挙を含めた政治過程においてなされるべきであるから、国会議員の立法行為は、例外的な場合でなければ、国家賠償法上違法の評価を受けない」としながらも、「立法不作為に関する限り、これが日本国憲法の根幹的価値に関わる基本的人権の侵害をもたらして

償請求事件控訴審判決（東京高判昭和60（1985）年8月26日判タ562号90頁）を参照。また、中村睦男は、以下の要件を示している。①「立法府ないし行政庁において一定内容の作為をなすべきことが法律上二義を許さないほど特定している、立法府ないし行政庁の第一次的な判断権を重視する必要がある程度に明白であること」。②「事前の司法審査によらなければ回復し難い損害を生じ、事前の救済の必要性が顕著であること」。③「他に適切な救済方法がないこと」。中村睦男「生存権と社会保障制度」ジュリスト1192号（2001年1月）。

⁹³ 日本の付随審査性のもとで、立法不作為の違憲確認訴訟の可能性が否定されやすいようである。その理由として、権力分立原理による違憲審査の限界や、違憲確認判決の実効性に疑問があることがあげられている。

⁹⁴ 在宅投票制度廃止事件第1審判決（札幌地小樽支判昭和49（1974）月12月9日判時762号8頁）において、裁判所は、立法不作為の違憲性を認め、国に10万円の賠償金を支払うよう命じた。

⁹⁵ 西莚章「立法不作為と国家責任」法律時報76巻1号（2004年1月）51頁。

⁹⁶ 関釜訴訟第1審判決（山口地裁平成10（1998）年4月27日判時1642号24頁）は、立法不作為の違法性を理由として、3人の元従軍慰安婦による国家賠償請求を認容した。

いる場合には、右例外的な場合として国家賠償法上の違法をいうことができる。立法不作為によって憲法において重要な価値を有する基本的人権が侵害されたといえるならば、「例外的」に国家賠償法を適用すべきである」と判示している。

このような見地からは、立法不作為によって最低限度の生活すらできない人々が存在しているといえるならば、立法不作為が国家賠償法に違反しているのは明らかであって、国家賠償による即時の救済を認めなければならない、ということになるだろう。それならば、より直截に緊急給付等の請求権を認めてもよいように思われる⁹⁷。なお、一般的には、「合理的期間（あるいは相当の期間）」を経過しても立法府が何らの立法もしない場合でなければ、立法不作為を違憲とすることはできないとされているが、この「合理的期間」については、立法すべき事項の重要性やそれを実現する難易度に応じて判断するべきである⁹⁸。

社会権は、本来的に最低限度の立法義務を課している。とりわけ生存権は、生命と個人の尊厳に関わる重要なものであるから、その保障を具体化する立法の不作為については、違憲確認訴訟を認め⁹⁹、違憲かどうかを判断するにあたっては、「合理的期間」についても厳しく捉えるべきであろう。

⁹⁷ また、訴訟によって生存権保障を求めようとしても訴訟費用がまかなえないような場合の「裁判扶助」請求については、生活保護法にも明確に規定されていない。しかし、生活保護法を憲法25条の生存権と一体的に把握して解釈する立場からは、訴訟費用も生活保護の対象とすべきであると考えられる。つまり、生存権を保障するための具体的な法律が存在しない場合、その立法不作為の違憲性を争うためには、国家賠償請求をも認めるべきである。中村睦男「生存権」芦部信喜編『憲法Ⅲ人権（2）』（有斐閣・1983年）359頁を参照。

⁹⁸ 違憲の状態に達したが、「相当の期間」を経ていないという理由で裁判所が下した合憲判決は、事実上一種の「違憲警告判決」である。（最大判昭和58（1983）年11月7日判時1096号19頁）を参照。長尾一紘「立法の不作為に対する憲法訴訟」別冊ジュリスト155号（2000年10月）426頁。

⁹⁹ 中村睦男、佐勝幸治、清野幾久子、上田勝美らは、立法不作為の違憲訴訟、例えば議員定数不均衡などの訴訟について、裁判所がある程度容認していると述べている。この観点からすると、立法不作為の違憲確認訴訟の要件を早急に明確化する必要がある。

(2) 学生無年金障害者訴訟

① 事件の背景

平成元年法律86号(1989年)による改正前の国民年金法(昭和34年法142号、昭和60年法34号)においては、学生を強制加入の対象から除外された。すなわち、20歳に達した者であっても、学生は国民年金制度に強制加入の対象とならず、任意加入した場合にのみ被保険者となることが定められていた。このため、20歳に達した学生が任意加入の手続きを行わないまま、予期せぬ事故や病気により障害を抱えた場合、その学生は障害基礎年金を受給することができない状況が生じることとなる。当時、大学在学中に障害を負った原告らは、障害基礎年金の支給裁定を申請したが、国民年金に任意加入していなかったため、被保険者資格が認められず同年金の支給が却下されたような同様の事情を抱えた原告等は、国に対し、その不支給処分の取消しを求めるとともに、国民年金に任意加入しなかったため障害基礎年金の支給を受けられない者が生じることのないよう適切な立法措置を国が取るべきであったにもかかわらず、長年にわたり学生の被保険者資格に関する適切な立法措置を怠ったことにより、多大な損害を被らせたとして国家賠償を求める訴訟を提起した¹⁰⁰。

また、別の事案では、大学在学中に統合失調症の診断を受けた原告が障害基礎年金について支給の裁定を請求したところ、初診日に20歳以上の学生であって、国民年金に任意していなかったことから、不支給の処分が下された。そこで、原告は、学生を国民年金の強制適用の対象から除外し、また国民年金に任意加入する場合に、保険料免除の制度を設け

¹⁰⁰ 最初の判決とする東京地裁は「障害者に対しては、何らかの所得保障措置が講じられるべきことは憲法25条の要請であるという余地はあるとしても、所得保障のための方策としては、生活保護を含めた様々なものがあり得るのであって、現行の生活保護法には、介護扶助も含まれており、障害者に対する所得保障についての配慮もされている」とし、昭和34年法は憲法違反しないが、昭和60年法は平等保護に違反し立法不作為の違法も存在したと判断した。東京地裁平成16年3月24日(判時1852号3頁)。本件の解説について、内野正幸「障害基礎年金と受給資格——学生無年金障害者訴訟」憲法判例百選Ⅱ[第7版](有斐閣・2019年)292頁を参照。

ていない国民年金法の規定は、憲法14条と25条に違反するなど主張し、不支給処分を求めるとともに、憲法に違反する内容の立法を行った国に対して、そして、不合理な差別による不利益を救済する措置を講じなかったことについても、国家賠償の支払を請求して東京地方裁判所に提訴した¹⁰¹。

② 下級審の判断

これらの一連の訴訟における全国初の判決を示した東京地方裁判所である。平成16年の東京地裁判決では、昭和34年の国民年金法制定に関する立法過程について、次のように述べた。原告らの「指摘する不利益の程度と立法の前提とされた社会通念の内容からすると……疑問を生じさせるものではあるが、任意加入に伴う保険料免除制度がなかったことも含めて、憲法に違反するものとはいえない」として原告の主張を採用しなかった¹⁰²。しかし、国は、制度発足時における20歳以上の学生数を53万人と見積もり、そのうち任意加入する学生はその3分の1と予想していたが実際には任意加入した学生数は予想を大きく下回り、わずか1パーセント程度に過ぎなかった。それにもかかわらず、国は任意加入の促進のための広報活動や周知措置を講じなかったばかりか、実際の窓口では「学生は加入しなくても良い」といった誤った指導が行われていた。

¹⁰¹ 当時、大学在学中の21歳のときに統合失調症の診断を受けた事案である第1審は、東京地裁平成17年10月27日判決（平成13年（行ウ）第222号）である。東京地裁によれば、「学生であって、20歳となつてから、国民年金に任意加入することのないまま、医師による統合失調症の診断を受け、拠出制障害基礎年金の支給を受けられない者が、医師の事後的診断等により、統合失調症の症状が発現して医師の診断を受けることを必要とする状態となった時点が20歳前であると認められる場合には、国民年金法30条の4に規定する『初診日』の要件を例外的に拡張解釈することを認める必要性が高く、…当該『初診日』の要件を満たすと解するのが相当である」とし、本件処分を認めた。永野仁美「社会保障法判例：「初診日の解釈について」、「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病について初めて医師等の診療を受けた日」とした事例」季刊・社会保障研究45巻1号（2009年）77頁以下参照。

¹⁰² 柏崎洋美「学生無年金障害者に関する一考察」跡見学園女子大学マネジメント学部紀要第7号（2009年3月）19頁参照。

さらに、昭和40年代半ばからは障害者団体が障害者の所得保障を求める運動を強化し、昭和53年頃には学生無年金障害者に対する障害年金の支給を求める陳述や請願が衆参両院議長や厚生大臣宛に提出されていたにもかかわらず、国会及び政府は、年金制度の欠陥を是正するための立法措置を講じることなく、また、障害を負って無年金状態にある学生無年金障害者に対する救済措置を講じなかった。

そのため、昭和60年の法改正について東京地裁は「学生以外の法律上当然には被保険者資格を有しないものとの間に不合理な差別が存在し、憲法14条に違反する状態が生じており……昭和60年法制定時には、これらの是正措置は……採用されず……差別がそのまま放置されたのであるから、この点において、同法自体は憲法に違反するものであり、立法不作為の違法が存在したものである」と述べ¹⁰³、昭和60年の法改正時においても学生無年金障害者の発生を防止する措置や、既に発生していた学生無年金障害者に対する救済措置が全く講じられなかったことを指摘した。平成元年の法改正により学生適用除外規定は撤廃されたものの、既に生じていた学生無年金障害者に対しては何らの救済措置も講じられないままとされていた。その結果、国民年金に加入できなかった原告は障害基礎年金を受給できず、さらに障害基礎年金受給者に認められる老齢基礎年金の保険料法定免除も受けられないことになり、これが社会保障の平等な受ける権利を侵害しているだけでなく、生命維持に直結する生存権をも侵害するものであると評価された。

また、判決は「司法的救済の必要性」にも言及し、国民年金制度は国民の社会保障に関わる問題であり、制度設計に当たっては政府及び国会の裁量が広く認められる分野であるとしながらも、学生無年金障害者という極めて少数者の人権侵害は議会制民主主義の中で解決されることが難しいため、司法的救済の必要性が極めて高いと述べた。このことは、特に少数者の権利保護において、司法の果たすべき重要な役割を示している。

他方、新潟地方裁判所¹⁰⁴は、憲法14条における法の下の平等について

¹⁰³ 柏崎・同前注。

¹⁰⁴ 新潟地方裁判所「障害基礎年金不支給決定取消等請求事件」判決・平成16年

次のように述べた。この規定は合理的理由のない差別を禁止するものであり、各人に存在する経済的、社会的その他の事実関係上の差異を理由としてその法的取扱いに区別を設けることは、その区別が合理性を有する限り、憲法14条に違反しないとされた。具体的には、その立法理由に合理的な根拠があり、その区別が立法理由との関連で著しく不合理でなく、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えていない限り、合理的理由のない差別とは言えないと判断された。「昭和34年当時においては、収入のない学生に保険料納付義務を負わせた場合に過重な負担をかけることとなるほか、国民年金法においては、老齢年金が制度の中心に据えられており、保険料の額は一定水準の老齢年金の支給ができるように設定されているから、保険料の大部分は老齢年金のためのものであったのであり、学生が卒業後に別の公的年金制度に加入すると、学生であった期間に支払った保険料のほとんどが掛け捨てになることも軽視できなかった」ことから、「学生を強制適用の対象から除外するという選択をしたことには一応の合理性が認められる」。

しかし、昭和60年の法改正により基礎年金制度が導入され、保険料の掛け捨て問題が解消されたため、学生を強制適用の対象にする場合には保険料負担問題がほぼ問題となるに限られていた。このため、昭和60年の法において20歳以上の学生に被保険者資格を認めず、学生である間に障害を負った者には障害基礎年金が支給されない制度を維持したことには、立法理由の合理性が認められず、その区別の不合理性が顕著になったと認定された。ただし、憲法25条に関する判断については、次のように述べられた。憲法25条は福祉国家の理念に基づき、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営むよう国政を運営すべきこと（同条1項）および社会的立法と社会的施設の創造拡充に努めるべきこと（同条2項）を国の責務として宣言している。しかし、憲法25条1項は国が個々の国民に対して具体的かつ現実的な義務を有することを規定しているわ

10月28日（平成13年（行ウ）7）を参照。事案の背景として、当時、学生の国民年金加入が任意であったため、未加入のまま事故で重度の障害を負った20歳を超えた原告らが、国を相手に障害年金不支給決定の取り消しおよび損害賠償を求めた訴訟である。

けではなく、同条2項によって国の責務とされている社会的立法や社会的施設の創造拡充により個々の国民の生活権が保障されると解すべきである。同条における「健康で文化的な最低限度の生活」は抽象的・相対的な概念であり、その具体的内容はその時々々の文化の発達、経済的・社会的条件、国民生活の状況に応じて判断されるべきである。したがって、憲法25条の趣旨を具体的立法として実現するためには、国の財政事情を無視することはできず、多面的な考察と政策的判断が必要とされるため、立法府の広い裁量に委ねられている。その裁量が著しく合理性を欠き、明らかに裁量の逸脱や濫用と見なされる場合に初めて憲法違反が問題となる。そのため、障害基礎年金の受給ができないことが直ちに「健康で文化的な最低限度の生活」を損なうとは言えず、また、障害基礎年金を受給させる立法措置を選択していないことが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱や濫用にあたるとはいえないとされ、原告の主張は退けられた。

広島的事案では¹⁰⁵、原告は20歳時に就寝中、急性心不全による心肺停止状態に陥り障害を負った。ところが、4歳時に小児科で無害性の心雑音を指摘され、小学・中学入学時の健康診断でも同様の指摘を受けていたので、その心雑音と急性心不全や障害との「因果関係を認めるに足りる証拠はない」として、20歳前初診日とすることはできないと判断した。しかし、昭和60年法改正後も学生を強制適用から除外し続けたことが憲法14条1項（平等権条項）に違反するとして、その処分を取り消した¹⁰⁶。

広島地方裁判所は、憲法14条1項の法の下での平等に関して、次のように判断した。学生を強制適用の対象にするか、無拠出制の障害年金の対象にするかの選択は立法者の裁量に属する事項であると認めつつも、立法者がどちらの方法も採らないことは合理性を欠く判断であるとし、昭和34年の国民年金法成立以後、長期間にわたってこの状況が続いていた

¹⁰⁵ 広島地方裁判所「障害基礎年金不支給決定取消等請求事件」判決・平成17年3月3日（平成13年（行ウ）9）を参照。

¹⁰⁶ 細見佳子「学生無年金障害者訴訟における公平と平等」九州法学会会報（2010）31頁。

ことに言及した。このような状況において、昭和60年法改正の時点においても、強制適用除外規定および受給除外規定がそのまま存続していたことは、立法理由の合理的根拠を欠き、立法理由との関連において著しく不合理で、立法府の裁量の限界を超えたものであるとし、憲法14条1項に違反するとの判断を示した。

一方、憲法25条違反の有無については、原告らに対する障害基礎年金の不支給が「著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ないような場合」に該当するかどうかを検討するためには、被告国が原告らに対して行っているその他の福祉的施策の内容についても検討が必要であると述べた。具体的には、障害基礎年金以外の福祉的手当の受給の有無や内容、物的支援の有無や内容、生活保護の受給可能性およびその内容などを含めた主張立証が十分でないとし、憲法25条に関する判断には至らなかった。

③ 最高裁の判断

憲法25条および憲法14条1項に照らして、平等を強調し平成元年改正前の国民年金法が違憲であると判断した広島地裁判決がある。しかし、広島地裁の訴訟の上告審において最高裁判所は次のように判示しました。最高裁判所は、「国民年金制度は、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障上の制度であるところ、同条の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱、濫用とみざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない。もっとも、同条の趣旨にこたえて制定された法令において受給権者の範囲、支給要件等につき何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをするときは別に憲法14条違反の問題を生じ得ることは否定し得ないところである」としつつも、「平成元年改正前の法は、20歳以上の学生の保険料負担能力、国民年金に加入する必要性ないし実益の程度、加入に伴い学生及び学生の属する世帯の世帯主等が負うこととなる経済的な負担の程度等を考慮し、保険方式を基本とする国民年金制度の趣旨を踏まえて、20歳以上の学生を国民年金の強制加入被保険者として一律に保険料納付義務を課すのではなく、任

意加入を認めて国民年金に加入するかどうかを20歳以上の学生の意思にゆだねることとしたが、上記の事情からすれば、この立法措置が著しく合理性を欠くということではできず、加入等に関する区別が何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いであるということもできない。また、学生無年金訴訟で最高裁平成19年9月28日第2小法廷判決は、同じ趣旨を述べ、堀木訴訟最高裁の「著しく合理性を欠く」と言いう判断を引用し、平等原則に立ち入った審査を行わず¹⁰⁷、障害基本法や生活保護法による施策にも肯定的に言及した¹⁰⁸。

確かに、加入等に関する区別によって、前記のとおり、保険料負担能力のない20歳以上60歳未満の者のうち20歳以上の学生とそれ以外の者との間に法30条による障害基礎年金の受給に関し差異が生じていたところではあるが、いわゆる拠出制の年金である上記の障害基礎年金の受給に関し保険料の拠出に関する要件を緩和するかどうか、どの程度緩和するかは、国民年金事業の財政及び国の財政事情にも密接に関連する事項であって、立法府は、これらの事項の決定について広範な裁量を有するというべきであるから、上記の点は上記判断を左右するものとはいえない。そうすると、立法府が、平成元年改正前の法において、20歳以上の学生に関し強制加入例外規定を含む上記の立法措置を講じ、加入等に関する区別をし、他方、平成元年改正前において20歳以上の学生について国民年金の強制加入被保険者とするなどの所論の立法措置を講じなかったことは、憲法25条、14条1項に違反しないと判示した¹⁰⁹。

学生無年金訴訟で最高裁判所は、立法不作为に関する違憲訴訟において、1970年代の堀木訴訟における最高裁の趣旨を踏襲し、広範な立法裁量を認める立場を採っている。この結果、原告の生活実態を考慮することなく、平成元年改正前の国民年金法を合憲とする判断が示された。し

¹⁰⁷ 柴田憲司「生存権訴訟」横大道聡編著『憲法判例の射程』（弘文堂・2017年）179頁。

¹⁰⁸ 内野正幸「障害基礎年金と受給資格——学生無年金障害者訴訟」憲法判例百選Ⅱ〔第7版〕（有斐閣・2019年）292-293頁。

¹⁰⁹ 「障害基礎年金不支給決定取消等請求事件」平成19年10月9日最高裁判所第3小法廷判決（平成18（行ツ）227）民集第226号1頁を参照。

かし、社会保障領域においては、一律的な給付よりも個別の実情に応じた給付が求められることが多いため¹¹⁰、立法事実と立法目的、または立法目的とその達成手段の合理的関連性が疑わしい法律の合憲性を審査するにあたり、安易に広範な立法裁量を認めることは適切ではないと考えられる。具体的には、無年金障害者の中には、生活が困窮している社会的・経済的弱者が多数存在しており、その生活実態に着目すれば、司法による救済が求められる余地があると考えられ、裁判所は事案の性質の応じて、立法裁量の広狭の差異を前提にしてその裁量を統制すべきである¹¹¹。障害福祉年金や障害基礎年金による給付は、障害を抱える本人およびその家族にとって緊急性が高く、いわゆる「最低限度の生活」の保障に他ならない。仮に学生無年金障害者が裕福な経済状況にある場合には、所得制限によって受給資格を制限することも考えられるが、学生無年金障害者の生活実態が「最低限度の生活」に達していない状況にある場合には、裁判所は立法不作为について厳格に審査し、立法事実に関する国の挙証責任を果たさせるべきである。また、「結果としてお異なった扱い」観点から、目的審査の重要性も提起され、生存権領域の立法不作为の可能性に示唆を提供した¹¹²。

このように、最高裁の判断が社会保障制度の実情に十分に対応していないことは、社会保障制度の目的と立法措置の整合性を見直す必要性を示唆している。立法府に対して広範な裁量を認める一方で、生活困窮者の切実な実態を無視することなく、より厳格な審査が求められると考えられる。

5. 小括

生存権に関する最高裁判決には、極端な司法消極主義が顕著であ

¹¹⁰ 葛西まゆこ「判例研究」大東法学18巻第1号（2008年）230頁。

¹¹¹ 柴田憲司「生存権訴訟」横大道聡編著『憲法判例の射程』（弘文堂・2017年）185頁。

¹¹² 内野正幸「障害基礎年金と受給資格——学生無年金障害者訴訟」憲法判例百選Ⅱ〔第7版〕（有斐閣・2019年）293頁。

る¹¹³。たとえば、朝日訴訟の上告審では、広範な行政裁量が認められ、「明白の原則」という緩やかな審査基準によって違憲審査がなされた。さらに数十年を経た塩見訴訟の上告審でも、広範な立法裁量が認められ、審査基準として「明白の原則」が適用された。このように、最高裁が先例に拘束されているように、かつての判例を形式的に踏襲しているようにも見受けられる。

一方で、下級審判決においては、より厳格な審査基準が適用される例が少なくない。朝日訴訟の第一審では、「最低限度の生活」について「より厳格な基準」が適用され、堀木訴訟の控訴審では、憲法25条の「1項2項分離論」が採用され、裁判所は2項の防貧措置については合理性の基準を、1項の救貧措置については厳格な審査基準を適用すべきであるとした。塩見訴訟の第一審でも、この二分論に基づいた判決が示されている。これらの下級審判決は、付与された権利は合理的な理由なくして奪われないとし、その「合理的な理由」は厳格に審査されるべきであるとして、「厳格な合理性の基準」に相当する審査基準を適用している。このように、生存権に関する「二重の基準」によって、立法裁量の範囲を効果的に限定している。しかし、「より厳格な基準」における「より」の程度については曖昧であり、一定の基準が確立されているとはいえない。厳格な審査基準を適用すべき理由についても、さらなる検討が必要であろう。

1990年以降、加藤訴訟、中嶋学資訴訟、高訴訟等において、裁判所は当事者の生活実態から「立法事実」を推論しているが、これは国民の生存権のより実質的な保障に資するものである。しかし、これらの判決は、生存権の自由権的側面（例えば、生活保護費の用途をめぐる争い）がクローズアップされたものであり、生存権の具体的請求権が認められたわ

¹¹³ 日本の裁判所は、生存権をめぐる訴訟において、以下のような理由（中谷実のいう「テクニク」）によって消極的姿勢をとりつづけている。①「処分性なし・訴えの利益なし」、②「権利行使の要件を欠く」、③「不適法な訴え」、④「死亡により訴訟終了」。これらの司法消極主義の「テクニク」と判例について、中谷実「生存権をめぐる司法消極主義と積極主義（一）（二）」南山法学27巻4号（2004年）39-41頁、南山法学28巻2号（2004年）2-10頁を参照。

けではない。確かに、憲法25条だけでなく、13条の個人の尊厳や、14条の法の下での平等、31条の適正手続の保障等と合わせて違憲審査を行うことで、生存権を保障していくこともひとつの方法である。特に、立法裁量を統制する方法として、平等原則を用いてより厳格な違憲審査基準を採用する可能性が考えられる。それでもなお、「緊急」のニーズに応じた救済方法を確立するためには、立法不作為の違憲訴訟が欠かせない重要なものである。また、生存権を具体化した法律が現在数多く存在する中で、裁判所は行政立法や行政処分に対する判断の結果だけでなく、その過程も審査すべきである。憲法第25条第2項にある「努めなければならない」という文言に着目し、結果義務だけでなく、最低限度を「探求」すべき行為義務（努力義務）に関する司法審査も必要と考えられる¹¹⁴。つまり、事案の性質や実質考量の程度に応じて、今後、政治部門の措置の合理性(挙証・説明責任)や立法・行政裁量の統制の可能性を示した。

第2節 アメリカにおける福祉受給権訴訟

アメリカ合衆国憲法には生存権に関する直接的な条項は存在しないが、ニューディール(New Deal)以後、1935年に社会保障法が制定され、社会保障制度が急激に発達した。その後、1960年代後半の福祉権運動(welfare rights movement)の発展に伴い、福祉を恩恵的特権とする特権論を克服するために、福祉給付の権利性を求める動きが進展し、福祉権が憲法上保障されるべきかどうかの議論もあるから¹¹⁵、合衆国の学説では、他の憲法条項や法原理から社会保障の憲法的基礎を探る試みもなされている。さらに、生存権条項がないにもかかわらず、現在既に法律によって様々な社会保障制度や労働者保護制度がアメリカで確立されている。社会保障に関する問題は、これらの法律に基づく訴訟を通じて争われており、判例理論も発展している。そのために、本節では、主に

¹¹⁴ 柴田憲司「生存権訴訟」横大道聡編著『憲法判例の射程』（弘文堂・2017年）182-183頁。

¹¹⁵ 坂田隆介「アメリカにおける福祉権論」立命館法学2020年5・6号（393・394号）378頁以下参照。

アメリカ合衆国における社会保障の法理と、違憲審査基準の法理について検討しておく。

1. 違憲条件付加の禁止

アメリカ合衆国においては、各社会保障プログラムの給付財源について、秋元教授によれば、まず富裕層がキャピタルゲインや不動産、個人年金などの市場から得る財は私的財産 (private property) であり、憲法や法律によって強く保護されている。次に、労働者層を中心とする社会保障給付は、一定の私的財産の拠出と明確なルールという財産類似の特徴 (property-like characteristics) があるため、ある種の「資格」権として保護されている。また、老人、障害者、要扶助児童などの公的扶助プログラムが必要とする社会的に正当な理由を持つ者には給付がなされることがあるが、これらは法的に強制力のある権利ではなく、恩恵的な特権とみなされる。さらに、労働可能な貧困者は自己責任とされ、公的扶助制度からは基本的に排除され、州や地方が独自に負担する救済的な一般扶助に依存している¹¹⁶。すなわち、自助主義や社会的シティズンシップの伝統 (social citizenship tradition) に基づき¹¹⁷、無拠出の社会保障制度による給付は、基本的に恩恵的なものであり、請求できる権利とは見なされていないという考え方が根強い。これに基づき、政府が提供する福利、教育、補助金などの給付は、特権として理解される傾向がある。したがって、国民は政府の社会保障制度を利用するかどうかを選択する自由があり、利用する場合には政府が定めた条件を受け入れなければならない。この条件が憲法上の権利を侵害する場合であっても、これを許容する見解が存在している。しかし、このような「特権論」に対しては1960年代以降、「違憲な条件 (unconstitutional condition) の禁止論」

¹¹⁶ 秋元美世「アメリカにおける福祉受給権と福祉裁判の動向——資格論とマネーグリアル・フォーマリズム」季刊・社会保障研究27巻2号(1991年9月)190頁。

¹¹⁷ 坂田隆介「アメリカにおける福祉権論」立命館法学2020年5・6号(393・394号)381頁参照。

が提唱され¹¹⁸、政府が社会保障制度を設ける際に憲法上の権利を侵害するような条件を付加することは認められないとする立場が強調されてきた。実務においても、違憲な条件を禁止する法理を示す判決が見られる。以下に、アメリカ合衆国における違憲条件禁止の法理に関する判例を概観する。

(1) Sherbert v. Verner (1963)¹¹⁹——宗教活動と失業給付の受給資格

本件の原告であるAdell Sherbertは、雇用された当初は週5日労働していたが、後に土曜日の交代勤務の義務が追加された。Sherbertはキリスト再臨派の信者であり、土曜日を安息日とする宗教上の理由から土曜日の出勤を拒否したため、南カロライナ州の雇用主から解雇された¹²⁰。その結果、Sherbertは新たな職に就くことができず、雇用保障委員会（Employment Security Commission）に失業補償手当（unemployment compensation benefits）の給付を申請したが、自己の意志で失業したとの理由で拒否された。Sherbertはこれを不服として、失業補償手当の給付を求める訴訟を提起した。州の最高裁判所もこの決定を支持した。しかし、合衆国（連邦）最高裁判所は、南カロライナ州の法律が上訴人の宗教の自由を不当に制約しており、これは合衆国憲法の第一修正条項に違反すると判断した。

州最高裁¹²¹は、以下のように判示し、第1修正（政教分離、信教の自由）違反の問題はないと結論づけた。すなわち、Sherbertが土曜日の出勤を拒否したことは、「使用者から提供された就業可能で適切な仕事を、正当な理由なく拒否した」とされ、失業補償法における適格要件に該当しない。また、失業補償法は、Sherbertの宗教上の信仰に関する権利お

¹¹⁸ 藤澤宏樹「福祉受給権と違憲審査の基準——アメリカ合衆国における福祉受給権判例の展開（1）」福島高専研究紀要360号（1997年）68頁参照。

¹¹⁹ 374 U. S. 398 (1963).

¹²⁰ いわゆる「安息日遵守主義者（Sabbatarian）」である。旧約聖書には週の最後の日に労働をしてはならないという教えがあり、ユダヤ教やキリストのある教派（たとえば、本件のSherbertが所属したSeventh-Adventist Church）の信者は、これを厳守している。

¹²¹ 240 S. C. 286, 125 S. E.2d 737 (1962).

よび自由の行使を妨げるものではない。

Sherbertは、これを不服として合衆国最高裁に上訴した。合衆国最高裁のブレナン（Brennan）裁判官執筆の多数意見では、以下の点が述べられた：①上告人は受給者の適格要件を満たしていないが、宗教活動の自由（free exercise）は憲法で保障された権利であり、州政府は公衆の安全や秩序に相当な脅威がある場合を除いて、この権利を侵害してはならない。②「失業補償法に付随する上告人の自由な宗教活動の制約が『州憲法が認めている規制権限の範囲内で、やむにやまれぬ政府利益（compelling interest）』によって正当化されうる」場合に限って、失業補償手当の給付を拒否することができる。このように、合衆国最高裁は、従来の特権論を退け、「第1修正が保障する権利の放棄を間接的に強制するような条件を指示するためには、『やむにやまれぬ政府利益』があることを州が立証しなければならない」と判示し¹²²、つまり、「厳格な審査基準」を用いて上告人への不利益が修正一条のもとで許容されるかどうかを審査した¹²³。

アメリカ憲法修正第1条¹²⁴は宗教の自由、いわゆる「宗教自由行使条項」（Free Exercise Clause）を明文で保障しているにもかかわらず、官員はしばしば地域住民の健康、安全、福祉、または地域の特色にそぐわないという理由で土地使用許可を拒否する。地方政府には広範な行政裁量権があり、官商癒着がなくとも、見かけ上は標準化された作業手続きを通じて実質的に恣意的な、場合によっては差別的な規定を隠し、憲

¹²² 374. U. S. 398, 403, 406 (1963). もっとも、ハーラン（Harlan）裁判官は、少数意見において、多数意見は「宗教活動を理由として上告人を優遇するものであり、国家の宗教的中立（religion-neutral）義務に違反するものである」という批判している。米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題（一）——アメリカにおける特権論崩壊後の判例理論の検討」民商法雑誌78巻6号（1978年）810-812頁。

¹²³ 宮原均『日米比較憲法判例を考える【改訂版・人権編】』（八千代出版・2011年）152頁参照。

¹²⁴ アメリカ憲法修正第1条は「連邦議会は、国教を定め、または宗教上の行為を禁止する法律を制定してはならない。……」と規定している。

法の保障を無視していると指摘されている¹²⁵。本判決では、本件の争点は「信教の自由」であって、「福祉受給権」そのものが認められたわけではないにもかかわらず、いわゆる「違憲な条件の禁止¹²⁶」論が提示された。

(2) Wyman v. James (1971)¹²⁷——ケースワーカーによる自宅訪問と公的扶助

本件の当事者Jamesは、児童家庭扶養手当（Aid to Families with Dependent Children, AFDC）の受給者である。1960年代には、母親を雇用するようなAFDCの不正受給を防止するため、「man-in-the-house-rule」に基づく調査がアメリカ全国で厳格化されていた¹²⁸。このような背景のもと、Jamesは、ケースワーカーによる自宅訪問の通知に対し、自宅にいらなくても公的扶助の受給に必要な情報を提供できるとして、その訪問を拒否した。それ以前にケースワーカーが「自宅訪問は法律によって要求されているため、それを拒否すれば公的扶助の支給停止を招くことになる」と説明していたことから、州政府は、告知と聴聞の手続きは既に行われているとして扶助手当の給付を打ち切ることにした。Jamesはこの措置を不服として宣言的判決、あるいは差止命令を求めて提訴した¹²⁹。

¹²⁵ 施正鋒「美國的宗教土地使用－國會的立法與法院的判例」台灣國際研究季刊第12卷第1期（2016年）140頁。

¹²⁶ 違憲な条件の禁止論とは、ウォーレン・コート時代に精神的自由を保護する法理として、「権利・特権区分論」の「対抗法理」として発展してきたものである。この法理は補助金を受ける者に対する制約効果に着目し、判例において、一般的に補助金を受ける者に課される条件が、権利行使に対して処罰や禁止に類似する「強制的効果」を持つ場合に、そのような条件が違憲条項として禁止される法理を指すことから、違憲条項の法理（unconstitutional conditions doctrine）とも呼ばれる。

¹²⁷ 400 U. S. 309 (1971)。

¹²⁸ 坂田隆介「アメリカにおける福祉権論」立命館法学2020年5・6号（393・394号）382頁。

¹²⁹ 藤澤宏樹「福祉受給権と違憲審査の基準——アメリカ合衆国における福祉受給権判例の展開（1）」福島高専研究紀要360号（1997年）68頁。

合衆国（連邦）地方裁判所は、当該自宅訪問は、憲法第4修正に規定されている「不合理な搜索」に該当し、令状がない場合や適切な理由に基づく令状によらない場合、第4修正および第14修正に違反することになるとして、扶助手当の給付の打ち切りを差止めた¹³⁰。

しかし、合衆国最高裁のブラックマン（Blackman）裁判官による多数意見では、当該自宅訪問は強制的なものではなく、訪問を拒否した原告に対して公的扶助の給付を停止したことは処罰にあたらないため、自宅訪問が第4修正における「不合理な搜索」にあたらないとし、AFDCの支給打ち切りが適切な行政目的に基づくもので、個人のプライバシーを不正に侵害するものではないと判示した。このため、公的扶助の支給停止処分は第4修正の保障する権利を侵害しないとされた¹³¹。

一方、受給者にとって、公的扶助の給付打ち切りが刑罰に匹敵する損害となる現実を無視するべきではないという意見も存在する。例えば、ダグラス（Douglas）裁判官による少数意見では、「政府は、憲法の保障する諸権利を買い上げることはできない」との見地から、本件は、第1修正だけでなく第4修正にも違反している疑いのある問題であり、「違憲な条件の禁止」論を適用するべきである、としている。また、ライヒ（Reich）教授の「新しい財産論」を採用し、伝統的な財産権と福祉受給権を同視し、「福祉等の『新しい財産』について搜索する場合であっても、私有財産を搜索する場合と同様に第4修正の保護がおよぶ」と主張している¹³²。

(3) 小括

「違憲な条件の禁止」原則は、それまで長らく支配的だった「特権論」に対抗する有力な理論として機能していたが、公的扶助に関する主要な最高裁判例においては、少数意見を除いて、福祉受給権そのものに対する検討は行われていない。加えて、「違憲な条件の禁止」原則には、公

¹³⁰ 303 F. Suat. 935 (S. D. N. Y. 1969).

¹³¹ 400 U. S. 317-318 (1971).

¹³² 米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題（一）」民商法雑誌78巻6号（1978年）813頁。

的扶助を受給するための要件が「憲法に明記された規定によって保護されている権利の行使を禁じている、あるいは侵害しているという特別の意味において不合理な」場合にのみ適用できるという制限が存在する¹³³。すなわち、どんなに不合理な条件であっても、憲法の保障する権利を侵害しない限り、その条件を付加することが認められるという制限がある¹³⁴。このような限界を打破するために、1960年以降、訴訟において平等保護条項が重視されるようになり、合衆国における生存権保障の重要なルートとなった。

2. 平等保護原則

憲法に生存権が規定されていない合衆国において、社会保障に関する訴訟に主に採用されるのは、第5修正と第14修正の平等保護原則（equal protection principle）である。平等保護原則に基づく違憲審査では、その審査基準が訴訟の結果を大きく左右する。以下では、合衆国最高裁の社会保障に関する訴訟における違憲審査の審査基準を分類して、それぞれの判例を概観する。

（1）合理的テスト——緩やかな審査基準

平等保護原則に基づく違憲審査において、もっとも緩やかな審査基準が合理的テスト（rational basis test）である。この基準はリンズリー・テスト（Lindsley test）とも呼ばれ、主に以下の要件が含まれているとされている。戸松秀典によれば、リンズリー・テストの要件は以下の4項目である¹³⁵。

¹³³ 藤澤宏樹「福祉受給権と違憲審査の基準——アメリカ合衆国における福祉受給権判例の展開（1）」福島高専研究紀要360号（1997年）68頁

¹³⁴ 米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題（一）」民商法雑誌78巻6号（1978年）816頁。

¹³⁵ リンズリー・ルール（Lindsley rule）は、Lindsley v. Natural Carbonic Gas Co., 220 U.S. 61（1911）において、ヴァン・デヴァンター裁判官が平等原則の差別的待遇に対する4つの判断基準を提示したことに由来する。戸松秀典『平等原則と司法審査（憲法訴訟研究Ⅰ）』（有斐閣・1990年）30頁を参照。許慶雄『社会権論』（眾文・1992年）174頁参照。

- ①合理的分類：平等保護条項は、分類が合理的であり、真に恣意的でない限り、規制目的のための財産や職業の分類を容認する。
- ②推理的正確さの要求：分類が有効であるためには、推理的な正確さが求められるわけではなく、実践上完璧に不平等を避ける必要もない。
- ③合理的推定：分類が問題とされる場合、いかなる事実状態もその分類を合理的に確証するものであると推測される必要があり、法律制定時点でそのような事実状態が存在していたと仮定されなければならない。
- ④証明責任：ポリス・パワーのもとにある分類の有効性を問題とする者は、その分類が不合理で恣意的であることを証明する責任を有する。

合理的テストは、司法の自制を重んじる審査基準であり、最小限度の審査にとどまる。この基準は、一般に「合理性の基準 (rationality test)」と呼ばれ、一般的には、政府の政策が合理的な目的を持ち、その目的に合理的に関連しているかどうかを審査するため、社会保障に関する判例では広範な政府の裁量が認められる傾向がある。したがって、この基準に基づく違憲審査では、通常、政府の施策が「合理的な目的」を持ち、その目的に関連する限り、裁判所は施策の合理性を広く認める。以下にこの基準を適用した判例を概観する。

① Dandridge v. Williams (1970)¹³⁶

本件は、AFDC（児童家庭扶養手当）の最高支給額（grant maximum）について争われた事件である。メリーランド州政府は、財政を保全することを理由に、ひとつの家族における要扶養児童の扶養手当について、子どもの数にかかわらず一律に最高支給額を定めた。そのため、子どもひとりあたりの支給額に格差が生じることになった。原告は、このような最高支給額規定は平等保護条項に反すると主張して提訴

¹³⁶ 397 U. S. 471 (1970). この事件では、メリーランド州の福祉プログラムに関連して、家庭の人数に基づいて支給される福祉給付に上限が設定されていることが問題となった。具体的には、州の福祉プログラムが家庭に対する支給額の上限を設けており、これが大規模な家庭に対して不公平であると主張された事件。雷文玖・節譯『美國聯邦最高法院憲法判決選譯（Ⅲ）』（司法院出版・2004年）19-26頁を参照。

した。1 審の州裁判所は、当該規定は平等保護条項に違反しており違憲だと判示したため¹³⁷、メリーランド州は、直接合衆国最高裁に上訴した。合衆国最高裁は、5 対 4 の僅差で当該条項を合憲とした。

スチュアート（Stewart）裁判官による多数意見は、以下のとおりである。すなわち、基本的権利以外の「経済および社会福祉の領域においては、州法によりなされた分類が不完全であるという理由だけで州が平等保護条項に違反したということにはならない」。仮に問題となっている法律が過剰である（overreaching）場合であっても、「その分類が『合理的基礎』を有しているのであれば、分類が数学的に均等に設計されたに過ぎないとしても、また実際に何らかの不平等が生じる場合でも、憲法に違反するものではない」とされている¹³⁸。さらに、社会給付は貧困者の「基本的な生活需要」に関連するものであるが、「平等保護条項は、州政府に対して賢明な経済・社会政策の見解を強要する権限を合衆国裁判所に与えるわけではない」。州政府の行為が合理的基礎を持ち、不公平な差別が存在しなければ、それが憲法に違反するものとはされない。憲法は、社会保障制度に対して一定の適正手続きを要求しているものの、限られた扶助手当の財源をどう配分するかについての二次的な判断権限（second-guess）を裁判所に委ねるわけではない¹³⁹。

このような多数意見に対して、マーシャル（Marshall）裁判官は、当該規制が社会保障法の趣旨と衝突していることを指摘し、次のように論じている。すなわち、多数意見は、給付が貧困者にとって基本的な経済的需要に関わるものであると認めつつも、当該差別的待遇と立法目的との間に司法審査がほとんど及ばない合憲性の推定原則を適用すれば、平等保護条項が社会保障制度に与える効力は大いに損なわれることになる。何らかの給付が受給者の生活維持に必要な不可欠な場合には、たとえ

¹³⁷ 米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題（二）」民商法雑誌79巻1号（1978年）74頁を参照。

¹³⁸ 藤澤宏樹「福祉受給権と合理性の基準——アメリカ合衆国における福祉受給権判例の展開（2）」福島高専研究紀要37号（1998年）83頁を参照。

¹³⁹ 米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題（二）」民商法雑誌79巻1号（1978年）75頁。

それが「恩恵的」な給付であっても、その給付を剥奪する際には、より厳格な審査基準が手続きおよび実体のいずれにも適用されるべきであると主張している¹⁴⁰。

総じて言えることは、合衆国最高裁は社会保障領域の立法に対して消極的な立場を取り、立法府にほとんど干渉しない（hands-off）姿勢を示している。これにより、子どもたちの基本的ニーズが充足されるかどうかについては、緩やかな合理性の基準による司法審査が行われている。多数意見は、福祉受給権を基本的な生活に必要な権利として認めながらも、福祉受給権が憲法に基づく実体的権利であるとは認めていないため、生存のための基本的な生活需要が保証されるべきであるという主張は実質には拒絶された。これに対して少数意見は、「多数意見は社会保障領域に適用される憲法原理としての平等保護条項を骨抜きにした」と批判している¹⁴¹。

このように、福祉受給権は憲法が保障する権利として認められる機会を逸してしまった。この判例からは、二重の基準論の問題点も浮き彫りとなっている。基本的人権における自由権を精神的自由権と経済的自由権に区分する二重の基準論のもとでは、福祉受給権が「財産権の一種」とみなされると、経済的自由権に分類されることとなり、その結果、福祉受給権を制限する立法に対する司法審査では合憲性が推定され、裁判所がほとんど干渉しないという帰結を招くことになる¹⁴²。

② Richardson v. Belcher (1971)¹⁴³

原告であるBelcherは、障害補償手当（disability benefits）および労働災害補償手当（workers' compensation benefits）を受給していたが、合衆国議会は、社会保障法（42 U.S.C. § 424a = 併給減額条項）にこれらの手当の併給を制限する規定を設けた。これにより、Belcherは、労働者災害補償手当の受給者のみが給付額を削減され、他の民間保険や不

¹⁴⁰ 米沢・同上76頁。

¹⁴¹ 米沢・同上76頁。

¹⁴² 藤澤宏樹「生存権と『二重の基準』論」社会保障法18号（2003年）28頁。

¹⁴³ 404 U.S. 78 (1971)。

法行為による損害賠償を受給している者の給付額が削減されないことは、平等保護条項およびデュー・プロセス条項に反すると主張して提訴した。

合衆国地方裁判所は、原告の主張を認め、併給を制限する規定について違憲と判断したが、上訴審において合衆国最高裁は、当該規定を合憲とした。スチュアート（Stewart）裁判官による多数意見は以下の通りである。すなわち、「社会保障領域における立法の区分は、それが『合理的な基礎』を有し、または不合理な差別でない限り、平等保護条項に違反しない」とされた。裁判所は、「合衆国議会の正当な目的がより完全に達成されるかどうかを考慮する必要はなく、合衆国議会の目的が事実によって正当化されるかどうかを判断する必要もない」とした。したがって、立法の目的が正当であり、その達成手段との間に合理的な関係があり、完全に恣意的でない限り、その規制立法は違憲とはされない¹⁴⁴。

このように、多数意見は、審査基準として合理性のテストを適用した¹⁴⁵。多数意見については、マーシャル裁判官による少数意見（ブレナン裁判官も同調）がDandridge判決における少数意見の論旨をほぼ踏襲して、「合衆国の障害者補償手当は、障害者の家族にとって、生計を成り立たせるための基礎的な手段を与えている」と説いた。

③ *Califano v. Aznavorian* (1978)¹⁴⁶

本件は、低所得の老齢者、視覚障害者、その他の障害者に対する補充的所得手当（Supplemental Security Income, SSI¹⁴⁷）の給付要件の合憲性が争われたものである。原告であるAznavorianは、病気治療のために出国し、約1カ月後に帰国したが、その後にSSIの給付を申請した

¹⁴⁴ *Id.* at 81-84. 判決理由は、米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題（二）」民商法雑誌79巻1号（1978年）79頁を参照。

¹⁴⁵ 藤澤宏樹「福祉受給権と合理性の基準——アメリカ合衆国における福祉受給権判例の展開（2）」福島高専研究紀要37号（1998年）83頁。

¹⁴⁶ 439 U.S. 170 (1978).

¹⁴⁷ SSI (Suatlemental Security Income) は、貧困の老人、盲人、障害者を対象とした所得の補充手当制度である。

ところ、30日間の国外滞在により社会保障法に定められた給付要件に適合しないとして、給付を拒否された。これに対し、原告は、この要件が国際的な移動の自由を侵害し、第14修正の平等保護条項にも違反すると主張して提訴した。

合衆国地方裁判所は、国際的な移動の自由は、「憲法上の基本的権利」(basic constitutional right)であって、当該要件のような区分については、政府の達成する目的との間に公正かつ実質的な関連があると認められることが必要であるとし、原告の主張を認めた。そこで、州政府は合衆国最高裁に直接上訴した。

合衆国最高裁は、SSIの給付要件における当該区分について、「その法律が不完全であることによってもたらされたものであり、政府が平等保護を否定しているわけではない。何らかの区分に合理的な基礎が認められるならば、当該区分が数学的に均等に作られていないという理由や、実際に何らかの不平等をもたらし結果になるという理由だけで合衆国憲法に違反するということにはならない」とし、原審とは反対の結論を示した。また、合衆国最高裁は、国際的な移動の自由と州際移動の自由とは異なり、国際的な移動の自由はデュー・プロセスの範囲においてのみ制限されうるとした。ここでの審査基準は、Dandridge判決と同様に、立法による制限が明らかに不合理であると認められない限り、違憲とすることはできないという緩やかなものであった¹⁴⁸。

この合理的な基準を採用する理由は、社会保障給付の要件が合理的な目的を持ち、予算や政策的な制約の中で設定されているためである。給付の制限が合理的な政策的判断に基づくものであり、憲法違反とは認められなかった。つまり、社会保障給付に関する制限が「合理的な基準」に基づいている限り、憲法第14修正条項に違反しないと判断された。具体的には、給付の制限が不公平であっても、それが合理的な政策的目的に基づいている場合は合憲とされる。この判決は、社会保障や福祉プログラムにおける制限が合憲であるためには、その制限が合理的な政策的目的に基づいていることを示している。また、裁判所は、平等保護の要

¹⁴⁸ 藤澤宏樹「福祉受給権と合理性の基準——アメリカ合衆国における福祉受給権判例の展開(2)」福島高専研究紀要37号(1998年)85-86頁。

求がすべての差別を排除するものではなく、政府が採用する制限が合理的であれば合憲であると認めた。

④ U.S. Railroad Retirement Bd. v. Fritz (1980)¹⁴⁹

鉄道局に勤務している労働者とそれ以外の労働者は、所定の年数を勤務すれば、いずれも社会保障と鉄道定年退職金を等しく受給できた。しかし、1974年に鉄道退職法が改正され¹⁵⁰、ある区分に該当する者に対して特に有利な年金給付が認められることとなった。合衆国議会は、制度移行の経過措置として、特定の者が有利となる年金給付を廃止しなかっただけでなく、所定の期間鉄道局に勤務していたことを給付の要件としたため、鉄道定年退職年金の受給者間に著しい不均衡が生じた。これまで社会保障と鉄道定年退職金を併給されていた原告は、鉄道退職法の改正により鉄道定年退職金を受給できなくなったことが不合理な差別にあたるとして提訴した。

合衆国地方裁判所は、「このような差別的区分には、鉄道退職制度の支払能力を確保し、権利として与えられた年金給付を保障しようとする議会の立法目的との間に合理的な関連性が認められない」として、改正鉄道退職法の区分を違憲だと判断した¹⁵¹。

鉄道退職年金局は、この判決を不服として合衆国最高裁に上訴した。合衆国最高裁は、改正鉄道退職法の当該区分の合理性を認めて合憲とし

¹⁴⁹ 449 U.S. 166 (1980).

¹⁵⁰ 当該法律により、1975年1月1日から、鉄道局における勤務年数が10年以上の者にも退職金が支給されることとなった。ただし、当該法律の施行前に退職した者については、退職金の支給に関して従前の規定が適用され、そのまま定年退職金が併給される。また、施行時に定年に達していない者が退職年金を受給するための要件は、以下のとおりである。①1974年の時点で鉄道局に勤務していた者。②1974年まで鉄道運輸関連の仕事に従事していた現業員。③1974年12月末の時点で鉄道局に25年以上勤務している者。徐秀蘭「平等權審查標準之解析與建構－以社會立法為中心」、台湾大学法研所碩士論文（2000年）67頁を参照。

¹⁵¹ 藤澤宏樹「福祉受給権と合理性の基準——アメリカ合衆国における福祉受給権判例の展開（2）」福島高専研究紀要37号（1998年）86頁。

た。レーンキスト (Rehnquist) 裁判官による多数意見は、以下のよう
に述べている。すなわち、議会が財政の健全化を図るために受給者の資
格を徐々に縮減するために、労働者集団を区分することは憲法によっ
ても許される。問題は、議会が定めた手段が恣意的であるかどうか、ある
いは不合理であるかどうかである。本件における区分は、憲法上の基本
的権利を侵害するものではなく、「疑わしい」分類に該当するわけでも
ない。また、労働者間の均衡を保ち、鉄道局の労働者に退職時の利益を
付与する目的が認められるため、恣意的であるとは言えない¹⁵²。ここで
多数意見が適用した審査基準は、合理性の基準であった。

他方、ブレナン (Brennan) 裁判官による反対意見は、実質的な立法
目的が明確でないため、当該区分がこれらの目的の達成に合理的に関連
しているかどうかを審理すべきであると述べた。ブレナン裁判官は、「区
分は、恣意的でなく、また合理的でなければならず、立法目的と公正か
つ実質的な関連 (a fair and substantial relation) を有していなければ
ならない」とし、合衆国議会による立法には合憲性の推定が与えられ、
法律における区分が立法目的との公正かつ実質的な関連を有していない
ことの立証責任は、その違憲性を主張する者にあると述べ¹⁵³、合理性の
基準ではなく、中間的な審査基準を適用して当該区分を違憲とした。

ここで注目すべきは、スティーヴンス (Stevens) 裁判官による補足
意見である。スティーヴンス裁判官も「合衆国議会が同様の地位にある
人々に保障されている権利をある少数の人々からだけ剥奪するような場
合、不平等なとりあつかいを正当化するために、憲法は『想定された
(conceivable)』とか『もっともらしい (plausible)』という程度以上の
説明を要請している」として、中間的な審査基準を適用するべきだと述
べている。しかしながら、スティーヴンス裁判官は当該区分を合憲とし

¹⁵² 松井茂記「『厳格な合理性』の基準について」阪大法学42号 (1992年11月)
42-43頁。

¹⁵³ 本件においてブレナン裁判官は、当該法規の目的は退職資格を有するすべ
ての者に退職金を支給することにあると述べた。しかし、法律が改正されると、
一部の者が退職金を受給できない状況が生じることになる。徐秀蘭「平等權審
査標準之解析與建構－以社會立法為中心」、台湾大学法研所碩士論文 (2000年)
68頁を参照。

ており、同じ事件で同じ中間的な審査基準を適用しながら、ブレナン裁判官とスティーヴンス裁判官の結論が異なっていることは、中間的な審査基準の曖昧さを示しており、これが判決の予測を困難にし、法的安定性を損なう可能性がある¹⁵⁴。本判決は、福祉制度や年金制度における資格要件および制限が合憲であるためには、その制限が合理的な政策的目的に基づいていることが必要であることを示した。さらに、平等保護の原則が全ての不公平を排除するものではなく、政府が採用する制限が合理的であれば合憲と認められることも示している。

⑤ 小括

以上の判例から、Dandridge判決以降、合衆国最高裁判所は社会・経済立法に関する訴訟において、リンズリー・テスト（合理性の基準）を適用し、立法目的と達成手段との「合理的な関連性」の有無を判断していることが明らかである。しかし、「合理的」について、どの程度の関連があれば合理的とされるのかは明確ではない。

仮に、ある目的（conceivable purposes）が存在すれば、それが合理的だと判断されるならば、それは非常に緩やかな審査基準である。このような緩やかな基準を適用して、生死に関わる社会保障について審査することが果たして「合理的」であるのかは疑問が残る。福祉受給権に関する訴訟において、より厳格な審査基準が適用された判決も存在するが、そうしたケースは依然として稀である。保守派のレーンキスト裁判官が述べるように、「社会・経済立法をめぐる訴訟において、立法府が賢明さを欠いている場合や立法目的が適切でない場合であっても、合衆国最高裁は一貫して合理性の基準を適用し、平等保護原則に反すると宣言してこなかった」¹⁵⁵。このように、福祉受給権に関する訴訟において合衆国

¹⁵⁴ 藤井俊夫「年金給付における差別と合理性の基準 U.S. Railroad Retirement Bd. v. Fritz, 449 U.S. 166 (1980)」芦部信喜編『アメリカ憲法判例』（有斐閣・1998年）202-203頁、藤澤宏樹「生存権の違憲審査基準の再検討」法律時報75巻10号（2003年9月）86頁参照。

¹⁵⁵ *Id.* at 175. 藤井俊夫・同上200頁を参照。また、San Antonio Independent School District v. Rodriguez, 411 U.S. 1 (1973) での最高裁判決が示したとおり、財産税によって資金を調達する公立学校の財政システムが、貧困地域の学

最高裁は干渉しない (hands off) 傾向を示しており、この極端な司法消極主義は実質的に司法審査を放棄しているのと同様であり、貧困者の救済ルートを閉ざす結果となる可能性がある。

(2) 中間的テスト——やや厳格な審査基準

上述の通り、合衆国最高裁判所は福祉受給権をめぐる訴訟において合理性の基準を適用し続けてきた。しかし、目的と手段の関連性がより厳格に要求されるようになり、緩やかな合理性の基準に代わる中間的テストという基準が提唱されるようになった。この基準は、ロイスター・グアノ・テスト (Royster Guano Test) とも称される。

中間的テストにおいては、立法目的とその達成手段の間に合理的に想定しうる関連性が存在すれば平等保護条項に違反しないとされていたが、ロイスター・グアノ・テストでは、目的と手段の間により「実質的な関連性 (substantial relationship in fact)」が求められる¹⁵⁶。これは、二重基準論における2つの区分に「中間的な (middle tier) 審査基準」を加えたものであり、主に法律や政策が「重要な政府の目的」を達成するものであることを要求し、さらに法律や政策がその目的を達成するために「適切かつ必要な」手段を用いていることも求めるため、厳格な合理性の基準 (strict scrutiny) とも呼ばれる。つまり、厳格な審査基準 (strict scrutiny) と合理的基準 (rational basis review) の中間に位置

生に対して不平等をもたらすかどうか争点となり、結局、財政システムが合理的な目的 (公共教育の提供) を果たしている限り、教育が憲法上の基本的権利とされていない場合、不平等の影響があっても合理性の基準が適用されるため、救済を得ることは難しい。

¹⁵⁶ ロイスター・グアノ・テスト (Royster Guano test) は、Royster Guano Co. v. Virginia の判決に由来する基準です。このテストは、州による法律や規制の合理性を評価するための基準であり、特に税法や規制の公平性に関するものであり、本件では、州による法律の区分について広範な裁量権が認められたが、同様の区分において、すべての人に「合理的に関連」していることが要求された。経済・社会立法に関する詳細な審査基準については、常本照樹『『経済・社会立法』と司法審査 (三) ——アメリカにおける『合理性の基準』に関する一考察』北大法学論集43巻5号 (1992年) 887頁を参照。

する基準であり、性別による差別や不妊治療、家族構成に関する法律の事案にしばしば適用される。この基準が適用された福祉受給権に関する判決には、以下のようなものがある。

① United States Department of Agriculture v. Moreno (1973)¹⁵⁷

本件は、血縁関係の有無による取り扱いの差別の合憲性が争われたものであり、福祉受給権に関する訴訟において初めて中間的テスト（ロイスター・グアノ・テスト）が適用された事例として注目されている。

ジョンソン大統領は、低所得者の食料費を補助する公的扶助として、一般のスーパーマーケット等で食料品と交換できるフードスタンプを支給する政策を打ち出し、合衆国議会は1964年にフードスタンプ法（Food Stamp Act of 1964）を制定した。その後、1976年に受給資格が改められ、60歳未満の血縁関係のない個人がいる世帯にはフードスタンプが支給されないこととなった。この改正によりフードスタンプの支給を受けられなくなった原告は、1976年の改正フードスタンプ法が平等保護原則および第5修正に違反すると主張し、訴訟を提起した。合衆国地方裁判所は、当該法律における要件を「不合理な区分」とし、原告の主張を認めて違憲であると判示した。

上訴審において、合衆国最高裁判所は、Dandridge判決、Belcher判決、Jefferson判決を引用しながら、「伝統的な平等保護の分析の下では、立法上の類別は、それ自体が正当な政府の利益（governmental interest）に合理的に関連している場合には支持されなければならない」として、合理性の基準を適用した。ブレナン裁判官による多数意見は、立法目的に関与しないという合衆国最高裁の従来姿勢とは異なり、低所得世帯の栄養摂取水準を高めることや、余剰農作物を購入することによって農業経済を活性化させることを同法の立法目的として認めた上

¹⁵⁷ 413. U.S. 528 (1973). アメリカ合衆国農務省（USDA）が運営するフードスタンププログラム（現在の補足栄養支援プログラム、SNAP）では、給付が特定の「共同生活を営む世帯」にのみ制限されていた。すなわち、世帯の構成メンバーに「親族でない者」が含まれる場合は給付が受けられないとされていた。これに対して、原告側はこの規定が「不合理で差別的である」と主張し、訴訟を提起した。

で、「ひとつの経済単位であり、同じ台所を共有している人々」を血縁の有無によって区分することは、このような立法目的と無関係であるとした。さらに、フードスタンプ法の改正には、表向きの立法目的とは別に、ヒッピー・コミュニン (hippie communes) をフードスタンプの支給対象から除外しようという実質的な立法目的があると窺われるが、「政治的に敬遠されている集団に危害を加えようとする合衆国議会の赤裸々な要求は、正当な国家的利益を構成し得ない」¹⁵⁸として、改正フードスタンプ法における当該要件は違憲であると判示した。

なお、ダグラス裁判官は補足意見において、本件が第1修正の結社の自由 (freedom to associate) に関する基本的権利に関する訴訟であるから、厳格な審査基準を適用して判断すべきであると主張し、それによって当該要件を違憲とした。ダグラス裁判官のこのような判断枠組みは、後述のShapiro判決に倣ったものである。

このように、合衆国最高裁判所は合理性の基準を適用しつつも、「想定しうる (conceivable)」合理的な事実があれば立法目的は正当であるという姿勢から、「関連している (articulated)」目的かどうか、あるいは「実質的な (actual)」目的かどうかを審査する姿勢にシフトしつつあるように見える¹⁵⁹。これは、目的志向型審査といわれる審査基準であり、中間的審査基準の一種である。この判決は、社会福祉プログラムにおける差別的要件が合憲でないことを示している。特に、プログラムの制限が合理的な目的に基づいていることを示す必要があるという原則が確認された。平等保護の原則に基づき、政府が実施するプログラムや政策が不公平な差別を生じさせる場合、それが合憲であるとは認められないという重要な先例となっている。

¹⁵⁸ *Id.* at 533-534. 米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題 (二)」民商法雑誌79巻1号 (1978年) 80頁。

¹⁵⁹ 芦部信喜『憲法訴訟の現代的展開』(有斐閣・1984年)105頁、米沢・前掲注(142)81頁を参照。この種の中間的審査基準では、目的において重要な利益 (important interests) が要求され、目的達成手段との間に実質的な関連性 (substantially related) や緊密な結合 (close fit) が求められる。そのため、違憲となる可能性も少なくない。

② *Jimenez v. Weinberger* (1974)¹⁶⁰

本件原告であるJimenezは、1963年4月に障害者となり、同年10月に障害者保険の受給資格を認められた。しかしながら、Jimenezが1963年、1965年、1968年に生まれた3人の非嫡出子について障害者保険の給付を申請したところ、州はこれらの非嫡出子が父親と密接な関係を有しているにもかかわらず、受給要件を満たさない限り給付は認められないとして、1965年と1968年に生まれた2人の非嫡出子の給付申請を却下した。そこで、原告は当該法律が障害者となった労働者の非嫡出子を不当に差別するものであり、平等保護条項に違反すると主張して提訴した。合衆国地方裁判所は当該給付要件を合憲としたが、上告審において、合衆国最高裁判所は当該給付要件を違憲と判断した。バーガー（Burger）裁判官による多数意見は、「当該法律の立法目的は、被保険者の障害の有無にかかわらず、実際に扶養されている子供に援助を与えようとするものであり、その達成手段として、父親が障害者となる前後で区別することは正当化されない」と判示した¹⁶¹。

③ *Weinberger v. Wiesenfeld* (1975)¹⁶²

本件は、性別に基づく取り扱いの合憲性が争われたものである。社会保障法の公的扶助条項は、父親のいない母子家庭には年金および児童扶助手当を支給するが、母親のいない父子家庭には児童扶養手当のみを支給することになっていた。原告のStephen C. Wiesenfeldは、1970年12月

¹⁶⁰ 417 U.S. 628 (1974). 親族関係に基づく社会保障給付給付が制限され、差別的規定の合憲性が争われた事件である。

¹⁶¹ 米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題（二）」民商法雑誌79巻1号（1978年）83頁。藤澤宏樹「福祉受給権と合理性の基準——アメリカ合衆国における福祉受給権判例の展開（2）」福島高専研究紀要37号（1998年）89頁。

¹⁶² 420 U.S. 636 (1975). 当時の社会保障法では、障害や死亡によって生計が困難になった家庭に対して給付が行われていたが、給付の条件として、母親が唯一の養育者である場合に限って支給される規定が存在していた。つまり、母親が亡くなった場合にのみ、父親が養育する子どもに対して給付が支給されるというものであり、この性別に基づく制限が問題とされたため、原告側は訴訟を提起した。

に教師をしていたPaula Polatscheと結婚した。Paulaは結婚後も教師として働き続け、社会保障費も負担していたが、1972年6月に出産中に死亡した。その後、Wiesenfeldは社会保障局に自身の年金と息子の児童扶養手当の給付を申請したところ、息子の児童扶養手当の給付は認められたが、自身の年金給付申請は却下された。そこで、原告は社会保障法の公的扶助条項における当該要件が平等保護条項に違反すると主張して提訴した。ニュージャージー州合衆国地方裁判所は、公的扶助条項における当該要件が性別に基づいて異なった取り扱いをするものであり、女性労働者を不当に差別するものであると判示し、当該要件を違憲とした¹⁶³。そこで、政府は、同法の立法目的は経済的格差によって苦しい生活を余儀なくされている女性に所得を与え、生活の改善を図ることであると主張して上訴した。

合衆国最高裁判所のブレナン裁判官による多数意見は以下のとおりである。すなわち、このような区別は「男性労働者の収入は家族の扶養に不可欠なものであるが、女性労働者の収入はそうではない」という前提に基づいており、女性には社会的に従属的な役割しか認めないという前提が含まれているとされ、平等保護条項に違反するとされた。たとえ、積極的是正措置（アファーマティヴ・アクション）として「恩恵に満ちた代償的な目的」が説かれていたとしても、立法の根底にある実質的な目的の検討が妨げられるわけではない。裁判所は、当該法律の立法目的が「両親のいずれかを亡くした子どもに、もう一方の親から直接扶養される機会を与える」ことであるが、当該要件における手段と立法目的の間には「合理的関連性がない」と認められるため、第5修正に違反すると判示した¹⁶⁴。

このように、本件においても合衆国最高裁は、立法目的そのものを詳細に評価し、立法目的と達成手段に合理的関連性がないとしており、目

¹⁶³ 367 F.Suat. 981, 991 (1973).

¹⁶⁴ 芦部信喜『憲法訴訟の現代的展開』（有斐閣・1984年）107-108頁、米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題（二）」民商法雑誌79巻1号（1978年）85頁、藤澤宏樹「福祉受給権と合理性の基準——アメリカ合衆国における福祉受給権判例の展開（2）」福島高専研究紀要37号（1998年）88頁を参照

的志向型審査を行ったといえる。

（3）疑わし区分（suspect classification）——厳格な審査基準

平等保護理論は、ウォーレン・コート期（Warren Court）¹⁶⁵に発展した。社会経済規制における差別的待遇が平等保護条項に違反するかどうかを審査するにあたり、裁判所が適用した審査基準には、「合理性の基準」と「厳格審査基準（strict scrutiny test）」があった¹⁶⁶。厳格な審査基準を適用する際には、以下の2つの主要な要件が満たされなければならない。

まず、重要な目的要件が求められている。すなわち、政府がその法律や政策を制定する目的が「非常に重要であり、緊急性がある」ことを示さなければならない。これは、法律や政策が社会に対して重要な利益を保護または促進するものである必要があることを意味する。次に、手段の適合性（Narrowly Tailored）の要件である。要するに、法律や政策がその重大な目的を達成するために「最も適切で必要な手段」である必要がある。つまり、目的達成のために過剰な手段や不必要な制限が含まれていないことを示さなければならない。したがって、「厳格審査基準」とは、法律によって規制する立法目的が「やむにやまれぬ利益」といえるかどうか、その目的の達成手段が必要不可欠といえるかどうかについて

¹⁶⁵ ウォーレン・コート（1953年～1969年）は、司法積極主義の立場から、平等原則に関する理解を深め、人種に基づく区分が「疑わしい区分」として厳格な審査基準の対象であるとの認識を定着させた。その後、バーガー・コート（1969年～1986年）は、国の出自（national origin）に基づく区分も「疑わしい区分」として扱い、基本的権利に関わる人権の差別的待遇に対して厳格な審査基準を適用した。また、性別や嫡出子・非嫡出子といった「準疑わしい区分」に対しては、中間的な審査基準を適用するようになった。この結果、違憲審査基準の3段階の審査方法が確立された。詳細については、黄昭元「憲法権利限制的司法審査標準：美國類型化多元標準模式的比較分析」（台大法學論叢第三十三卷第三期、2004年5月）80-81頁を参照。

¹⁶⁶ 常本照樹『『経済・社会立法』と司法審査（三）——アメリカにおける『合理性の基準』に関する一考察』北大法学論集43巻5号（1992年）885頁を参照。

て厳格に審査し、その立証責任を政府に負わせるものである¹⁶⁷。この基準の下では、いわゆる合憲性推定の原則が排除されており、合衆国では、人種 (Race)、血統・国籍 (Nationality)、宗教 (Religion)、性別 (Gender)¹⁶⁸ といった「疑わしい区分」に基づいた規制立法、あるいは基本的権利¹⁶⁹ に対する規制立法の事案に関しては主にこの基準が適用され、ほとんどが違憲とされている¹⁷⁰。

以下では、社会給付の受給資格要件が「疑わしい区分」に基づくものだと認められた判例を概観する。

① *Graham v. Richardson* (1971)¹⁷¹

¹⁶⁷ 厳格な審査基準は、ストーン裁判官 (Harlan Fiske Stone) が執筆した *United States v. Carolene Products Co.* 判決 (304 U.S. 122 (1938)) の脚注 4 から発展したものであり、「二重の基準論」(double standard) と密接な関係がある。この審査基準の要件は以下の通りである。①立法目的は必ず「やむにやまれぬ利益 (compelling interests)」でなければならないこと、②目的を促進するための達成手段は「必要不可欠 (necessary)」であること、③立法者側に挙証責任が課せられることである。許慶雄「現代人権體系中平等原則之研究 (上)」中正大學法學集刊第六期 (2002年) 182-183頁を参照。

¹⁶⁸ 場合によって厳格な審査基準ではなく中間的審査基準が適用されることもある。

¹⁶⁹ 基本的権利とは、憲法によって保障される重要な権利や利益 (fundamental rights or interests) を指し、たとえば投票権、刑事手続における権利、居住移転の自由などが含まれる。中谷実編『憲法訴訟の基本問題』(法曹同人・1989年) 185頁 (高野敏樹執筆)。

¹⁷⁰ 横田耕一「合理性の基準」芦部信喜編『講座憲法訴訟 (第2巻)』(有斐閣・1987年) 164頁。

¹⁷¹ 403 U.S. 365 (1971). 原告はアメリカ市民でない外国籍の住民であり、当時アリゾナ州の福祉制度では、州内に一定年数以上住んでいることを条件に州の生活保護給付を受けられる規定が存在していたが、外国籍の住民にはこれが適用されないとされていた。一方、ペンシルベニア州では外国籍の住民に対して生活保護給付を制限する規定があった。この制限は、アメリカ市民でない者に対して特定の州の生活保護給付を提供しないというものであった。原告は、これらの規定により福祉給付を受けられないと主張し、この制限が憲法第14修正条項の平等保護条項に違反していると訴えた。

本件は、APTD（永久完全障害者扶助：Aid to the Permanently and Totally Disabled）における居住期間の要件について合憲性が争われたものである。外国人であるRichardsonは1956年から継続してアリゾナ州に居住していたが、外国人にのみ15年間の居住要件を課す州法の規定によりAPTDの受給を拒否された。そこで、原告のRichardsonは、当該居住要件が平等保護条項および移動の自由に違反するとして提訴した。しかし、合衆国地裁が原告の訴えを却下したため、原告は合衆国最高裁に上訴した¹⁷²。最高裁判所は、アリゾナ州とペンシルベニア州の福祉制度における外国籍住民に対する制限が「差別的であり、不公平」であると判断した。これらの制限は外国籍住民に対して不当な差別を行っており、州がその規定を正当化するために提出した理由が「重大な政府の目的」に基づいているとは認められなかった。具体的には、外国籍住民に対する差別を正当化する「合理的な理由」が存在しないとされ、そのため合理的な基準が適用されていなかった。

最高裁のブラックマン（Blackmun）裁判官による多数意見は、第14修正における「人（person）」とは、「アメリカ市民と同様に、法的に認められた在留外国人をも含み、市民と外国人の両方に対して彼らが住む州の法律の平等が保護される資格がある」とし、在留外国人にも第14修正が保障されると判示した。在留外国人であることを理由に給付を拒否することは、人種、国籍、出身（national origin）と同様に疑わしい区分（suspect classification）に基づくものであり、厳格審査基準を適用して当該受給要件を違憲とした。

¹⁷² 藤澤宏樹「福祉受給権と合理性の基準——アメリカ合衆国における福祉受給権判例の展開（2）」福島高専研究紀要37号（1998年）70頁を参照。また、同様のケースとして、1965年からペンシルベニア州で暮らしていた外国人 Leger と1968年から同州で暮らしていた外国人 Jdervis が挙げられる。彼らは、同州法によって一般的な扶助の受給を制限されたことを問題視し、提訴した。合衆国地裁は、この州法の当該規定が違憲であると判示した。Richardson v. Graham, 313 F. Supp.34 (D. Ariz. 1970), Leger v. Sailer, 321 F. Supp.250 (E. D.Pa. 1970). 合衆国最高裁はこの2つの事件を併合して審査した結果、いずれも違憲であると判断した。

② Jefferson v. Hackney (1972)¹⁷³

本件は、社会保障制度における各種の公的扶助について、受給額の多寡が差別的待遇にあたるかどうかが争われたものである。

テキサス (Texas) 州は、福祉予算の配分について独自に支給額の算定基準を設け、各種の公的扶助について異なる支給額を定めていた¹⁷⁴。そのため、AFDCの受給者のうち、黒人や民族的マイノリティは、他の受給者と比べて支給額が少ない傾向にあった¹⁷⁵。そこで、原告の Jeffersonが、この措置は扶養児童を有する家族にとって不利なものであり、人種差別にあたるとして提訴したところ、テキサス州合衆国地方裁判所が州政府の当該措置を合憲と判断したため、原告は、合衆国最高裁に上訴した。

合衆国最高裁のレーンキンスト (Rehnquist) 裁判官は、多数意見として以下のように判示した。すなわち、当該措置は、人種的あるいは民

¹⁷³ 406 U.S. 535 (1972). テキサス州の福祉制度では、低所得者層に対して一定の公的援助を提供していたが、その計算方法や配分に問題があり、特に公共の住宅補助金の計算が実際の生活状況に十分に反映されていないとされていた。原告側は、この制度が経済的に不利な状況にある自分に対して不適正に配分されているとして、憲法第14修正条項の平等保護の原則に違反していると主張し、訴えを起こした。

¹⁷⁴ テキサス州の福祉制度には、老齢扶助、児童家庭扶養手当 (AFDC)、盲人扶助、永久全部障害者扶助などが含まれており、これらはすべて全額補助を提供するものではない。具体的には、児童家庭扶養手当 (AFDC) は約75%の補助にとどまる一方で、老齢手当、盲人手当、障害者手当はそれぞれ100%、95%、95%の補助率で提供されています。これにより、AFDCの補助率は他の扶助プログラムと比較して著しく低いとされる。このような補助率の違いが、原告側が主張する不公平な配分につながっているとされ、憲法第14修正条項の平等保護の原則に違反していると訴えられたケースとなっている。徐秀蘭「平等権審査標準之解析與建構－以社會立法為中心」、台湾大学法研所碩士論文 (2000年) 64頁を参照。

¹⁷⁵ 1969年の段階で、黒人とメキシコ系のアメリカ人の各扶助に占める割合は、老齢扶助39.8%、永久全部障害者に対する扶助46.9%、盲人扶助55.7%、AFDCは、87%に達していた。米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題 (二) ——アメリカにおける特権論崩壊後の判例理論の検討」民商法雑誌79巻1号 (1978年) 90頁註46を参照。

族的偏見の結果として生じたものではない。経済および社会福祉領域においては、州法における区分が不完全であるという理由だけで平等保護条項に違反するわけではなく、その判断が合理的（rational）¹⁷⁶である限り、あるいは不公平（invidious）でない限り、貧困の問題に対処する州議会の努力は、憲法における平等保護条項によって厳しく拘束されるわけではない¹⁷⁷。以上のことから、合衆国最高裁は、当該措置を合憲とした。

しかし、米沢広一が指摘するように、「人種による類別は、もっとも疑わしい類別とされているので、人種差別の動機を立証しえた場合には、福祉に関する類別であっても『厳格な審査』テストが適用されることになる」¹⁷⁸ことに注意すべきである。

③ 小括

社会福祉における「疑わしい区分」の適用は、特定のグループに対する差別が憲法に違反するかどうかを判断するために厳格な審査基準を用いる方法である。これにより、歴史的に差別を受けてきたグループに対して不公平な扱いがないかどうかを慎重に評価し、憲法に適合した政策や制度が確保されることを目的としている。以上の訴訟は、いずれも「疑わしい区分」をめぐるものである。しかし、合衆国最高裁があらゆる区分を「疑わしい区分」としているわけではない。区分が「疑わしい」とされるかどうか、また「基本的権利」とされるかどうかの判断は、裁判官の主観に左右されることがある。しかし、「疑わしい区分」のテストは、憲法に明記されていない権利であっても、それを制限する要件が「疑わ

¹⁷⁶ たとえば、州が財政を考慮しながら優遇する対象を限定する際に、若者や健常者よりも社会的環境への適応力が低いことを理由に、老人や障害者を優遇の対象とする場合がある。このような判断は、財政的制約の中で、最も支援が必要とされる層に対して資源を集中するという政策の一環として行われることが多い。この場合、支援の優先順位や配分が合理的であり、差別的でないことが求められる。

¹⁷⁷ 藤澤宏樹「福祉受給権と違憲審査の基準——アメリカ合衆国における福祉受給権判例の展開（1）」福島高専研究紀要360号（1997年）70頁を参照。

¹⁷⁸ 米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題（二）」民商法雑誌79巻1号（1978年）78頁。

しい区分」とされれば、厳格な審査基準が適用されるため、社会給付の受給資格が認められない人々の救済にとって意義があるものである。

(4) 基本的権利 (fundamental rights) テスト——厳格な審査基準

アメリカにおいて、平等保護原則の下で厳格審査基準が適用される別の類型として、基本的権利テストがある。同テストは、*Skinner v. Oklahoma* (1942)¹⁷⁹判決に由来するものである。当時、まだ「残虐で異常な刑罰の禁止」に関する第8修正が制定されていなかったため、合衆国最高裁は、常習犯に対して去勢を強制するオクラホマ州法 (*Habitual Criminal Sterilization Act*) が「基本的権利」を侵害しているとして違憲と判断した¹⁸⁰。このように、裁判所は、立法における区分について審理するのではなく、立法がどのような利益を制約しているかを判断している、つまり実体的権利または利益に着目していることから、「実体的平等保護 (substantive equal protection)」とも呼ばれる¹⁸¹。これまでの合衆国判例によれば、係争対象法律が、投票する権利¹⁸²、司法手続に接

¹⁷⁹ 316 U.S. 535 (1942). 常習犯罪者に対して断種を強制するオクラホマ州法 (*Habitual Criminal Sterilization Act*) について、同法は基本的権利を侵害するものであるとして違憲と判示した。

¹⁸⁰ ダグラス (William O. Douglas) 裁判官執筆の意見において、断種を強制する法律は、種 (race) の存在と存続の基盤 (fundamental) となる結婚や生殖にかかわる基本的市民権 (basic civil right) を侵害するものであるから、「合理的根拠 (rational basis)」より「厳格審査 (strict scrutiny)」を適用すると述べている。Richard H. Fallon, *The Dynamic Constitution: An Introduction to American Constitutional law*, (Cambridge University Press, 2006) at 139-140.

¹⁸¹ 廖元豪「從嚴審查概論」月旦法學教室第79期 (2009年4月) 46頁。

¹⁸² たとえば、合衆国最高裁は、人頭税 (Poll tax) として1.5ドルを徴収していたヴァージニア (Virginia) 州の税制の合憲性が争われた *Harper v. Virginia Board of Elections* (383 U.S. 663 (1966)) において、厳格審査基準を適用し、ヴァージニア州が合衆国憲法第14修正の平等保護条項を侵害していると判示した。さらに、*Kramer v. Union Free School District* (395 U.S. 621 (1969)) では、投票権が基本的権利のひとつであることが強調され、投票権に対する制限には厳格審査が適用されるべきであるとされている。

近する権利¹⁸³、居住移転、妊娠中絶等の「基本的権利または利益」（fundamental rights・interest）を侵害していると認められた場合、厳格審査基準が適用されている。基本的権利テストが適用された福祉受給に関する訴訟は、以下のとおりである。

① Shapiro v. Thompson (1969)¹⁸⁴

本件は、AFDCの受給資格にかかる1年以上の居住要件について争われた事件である。コネティカット（Connecticut）州法は、少なくとも1年以上居住しないとAFDCの受給資格がないと定めている。しかし、他州から移転してきたAFDCの受給資格者にはそのような制限がない。そこで、コネティカット州に住んで1年に満たない居住者が不当に差別されているとして、裁判所に提訴した。

合衆国地方裁判所は、「当該居住期間要件は、州際移動の権利に萎縮効果（chilling effect）をもたらすから違憲である」と述べた¹⁸⁵。合衆国最高裁判所のブレナン（Brennan）裁判官執筆の多数意見は、その立法目的の正当性を認めたが、手段としての居住要件の目的達成との関連性に立ち入って、事実的に審査を行った。その結果、他州への移動は、憲法上明示されていない権利であるが、基礎的な権利（basic right）に及ぶものなので、基本的人権テストを適用して、やむにやまれぬ州の利益

¹⁸³ また、合衆国最高裁は「司法手続アクセス権（Access to Judicial Process）」を個人の自由に関わる重要な基本的権利として認めており、たとえば *Griffin v. Illinois* (351 U.S. 12 (1956)) において、訴訟費用を賄えない刑事被告人に無料で訴訟記録を提供すべきであると判示している。さらに、*Douglas v. California* (372 U.S. 353 (1963)) においても、州政府には訴訟費用を賄えない被告人に弁護人を提供する義務があるとされている。

¹⁸⁴ 394 U.S. 618 (1969). *Thompson v. Shapiro* では、合衆国最高裁が初めて福祉受給資格における居住期間要件の合憲性を審査したものである。なお、合衆国最高裁は *Harrell v. Tobriner* と *Smith v. Reynolds* という同様の案件を併合して審理している。

¹⁸⁵ 藤澤宏樹「福祉受給権と違憲審査の基準——アメリカ合衆国における福祉受給権判例の展開（1）」福島高専研究紀要360号（1997年）70-71頁を参照。

があるかどうかについて厳格な審査を行った¹⁸⁶。そして、困窮者がより多額の扶助を得ようとする目的だけでコネティカット州に移転してくることを防ぐという州の立法目的は論証不可能であるため、立法目的の正当性は認められず、憲法上保障された移動の自由 (right to travel) が不当に侵害されているとして、合衆国最高裁は違憲と判断した¹⁸⁷。

本判決は、憲法上保障された自由権（州際移動の自由）を主な根拠として、平等保護条項の下で福祉受給者の利益を強く保護する効果をもたらす。それは「福祉受給権に対して憲法上の保護が与えられる可能性を期待させるもの」となり、福祉訴訟に非常に意義がある判決である。しかし、本件において合衆国裁判所が、直接福祉受給権を基本的権利と見なしたわけではなく、その憲法上の根拠も示していなかった点については、注意する必要がある¹⁸⁸。

② Memorial Hospital v. Maricopa County (1974)¹⁸⁹

¹⁸⁶ コネティカット州政府が示した理由は、以下のとおりである。①困窮者が州内に流入するのを阻止しなければならない。②より高額の扶助を得ようとする困窮者が州内に流入するのを阻止しなければならない。③新たな居住者と従来からの居住者とは納税による州への貢献の程度が異なっていることから、両者を区別しなければならない。④福祉予算計画を実行しなければならない。⑤客観的基準を示している。⑥詐欺的受給を最小限に抑えなければならない。⑦新たな居住者をなるべく早く労働力に加えるようにすべきである。合衆国最高裁は、④⑤⑥⑦の理由の合理性を認めたが、①②③の理由については、その合理性を否定した。①については、困窮していることを理由に州への移住を阻止することは基本的人権を侵害しているとされ、②については、より高額の扶助を得ようとする困窮者が必ずしも州内に流入するとは限らず、このことを論証することは不可能であるとされた。③については、新たな居住者が納税しなかったとしても、その者から学校、公園、警察、消防等の公共サービスを剥奪することは許されないと判示されている。

¹⁸⁷ 土居靖美『アメリカ憲法と司法審査基準の研究』（嵯峨野書院・1985年）165頁。

¹⁸⁸ 藤澤宏樹「生存権と『二重の基準』論——『自由による生存権の基礎づけとその帰結』序説」社会保障法18号（2003年）24頁を参照。

¹⁸⁹ 415 U.S. 250 (1974). Maricopa County アリゾナ州の公共病院である Memorial Hospital は、病院の入院費用を一部支援するための助成金プログラムを運営し

本件は、アリゾナ（Arizona）州の生活困窮者に対する非救急時の医療給付（nonemergency medical care）を受ける資格について争われた事件である。事実は以下の通りである。「アリゾナ州のカウンティ（county）にある私立病院は、ある貧困者の患者を1ヶ月間入院させた。その後、その私立病院は州法に基づいて、患者を公立病院に移送したと同時に、カウンティにそれまでにかかった治療費を弁済するよう要求した。しかしながら、当地の非救急時の医療給付の資格は、1年以上の居住要件が課され、私立病院の医療費用の請求が拒否された。よって、私立病院は、カウンティには困窮者に医療を提供する義務があるとして、カウンティにそれまでにかかった治療費を弁済することを求めて訴訟を提起した。

合衆国最高裁マーシャル裁判官執筆の多数意見は、「少なくとも、医療は福祉扶助と同様困窮者にとって『基礎的な生活必需品』であるということは、明らかである。そして、政府が与える基礎的生計に必要な特権または給付は、それほど不可欠ではない種類の政府が与える資格（governmental entitlements）よりも、憲法上重要であるとしばしばみなされてきた」と述べた¹⁹⁰。また、本件の差別的待遇の区分は居住要件である。生活に重大な影響を与えと言わざるを得ないし、また、移動の自由は基本的な人権と関わっているので、厳格な審査基準を適用して、当該居住要件が修正14条の平等保護条項に反し無効と判示された。

この判決により、医療給付における居住要件が憲法に適合しないとされ、困窮者に対する公平な医療提供が確保されることとなった。また、社会福祉における住居要件の合憲性を評価する際の重要な指針が示され、厳格な審査基準に基づく合理的な政策の実施が求められることが強調された。なお、社会福祉制度の設計において平等保護の原則を遵守す

ていた。このプログラムには、住居要件があり、州内に一定期間以上住んでいることが条件であった。原告である Maricopa County の住民は、この住居要件が憲法第14修正条項の平等保護の原則に違反していると主張し訴訟を提起した。

¹⁹⁰ *Id.* at 259. 米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題（二）」民商法雑誌79巻1号（1978年）73頁を参照。

る重要性をも再確認するものである。

③ 小括

上記2件の判決では、いずれも平等原則に反するという判示がされたが、実際に、「当該権利が基本的権利であると認定されたなら自動的に厳格審査が引き出されることになるので、権利保障および救済という点からいうとかなりの威力を発揮する」。この点が、基本的権利テストの効果である。したがって、「同様の困窮状態にあっても救済されたりされなかったりする可能性がある疑わしい類別テストに比べて、権利保障および救済が確実なものになる」¹⁹¹。このように、合衆国最高裁は、移動の自由を根拠にしつつ、実質的に、福祉受給者の利益を強く保護しており、また、公的扶助や無料医療などの「基礎的な生活必需品」が居住要件によって妨げられてはならないと指摘していることからすれば、福祉受給権には、やがて、憲法上の保障が与えられるといえよう¹⁹²。

しかしながら、翌年のDandridge v. Williams¹⁹³事件では、このような考え方が否定された。基本的な人権の要件は一体何であるか、その「基本的な」という意味は何であるかについて、さらに検討する必要がある。一方で、藤澤宏樹が指摘するように、「自由権を経由させるかたちで社会権の違憲審査を行うという手法は妥当なのであろうか」という疑問も提出されている¹⁹⁴。それは、アメリカ憲法に生存権保障条項がない場合に、福祉受給権を審査するときの困難さを呈露している。

(5) 結語

以上の判例から、1970年代のバーガー・コート期の合衆国最高裁は、福祉受給権に関する訴訟において、社会保障立法について審査する際、

¹⁹¹ 藤澤宏樹「福祉受給権と違憲審査の基準——アメリカ合衆国における福祉受給権判例の展開（1）」福島高専研究紀要360号（1997年）71頁。

¹⁹² 戸松秀典『平等原則と違法審査』（有斐閣・1990年）60頁、米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題（二）」民商法雑誌79巻1号（1978年）74頁。

¹⁹³ 397 U.S. 471（1970）。

¹⁹⁴ 藤澤宏樹「福祉受給権と違憲審査の基準——アメリカ合衆国における福祉受給権判例の展開（1）」福島高専研究紀要360号（1997年）72頁を参照。

緩やかな審査基準を適用し続けたわけではなく、Moreno判決以降、中間的審査基準を適用するようになったことがわかる。すなわち、立法目的と達成手段との間に「実質的な関連性」が要求されるようになった。このように、中間的な審査基準として「厳格な合理性の基準」が提示され、合衆国の平等保護条項をめぐる違憲審査において、3段階の審査基準が形成された。しかし、「実質的な関連性」といっても、どの程度「実質的に」関連していればいいのかは、明確にされていない。また、立証責任を政府側に課すかどうか、政府側に課すべきだとしてもその理由が説明されていない。したがって、この基準の曖昧さは、判決の予見性に影響しうる¹⁹⁵。これは、性別による区分、嫡出子と非嫡出子の区分等の「準疑わしい区分」(quasi-suspect classification)に関する判例からも窺われることである。

合衆国の憲法には、福祉受給権（生存権）が明記されていないため、福祉受給権をめぐる訴訟では、もっぱら平等保護条項違反が主張されることになる。しかし、既に社会保障立法が存在している場合に初めて、その立法における受給要件について平等保護条項違反を争いするのであり、また、それぞれの事件で平等保護条項違反が争われている受給要件の区分について、裁判所が「疑わしい区分」だと認めて厳格な審査基準を適用してきたわけではないことから、福祉受給権の実体的保障については限界があると思われる。さらに、Dandridge v. Williams¹⁹⁶とLindsey v. Normet¹⁹⁷判決において、合衆国最高裁は、最低限度の所得保障および住宅保障を基本的権利と認めていない。これは、合衆国憲法に生存権条項が明記されていないことの限界を示している¹⁹⁸。

他方、合衆国最高裁は福祉受給権を基本的権利として認めているものの、同権利は経済的自由権に区分されて、司法審査では合理性の基準が適用されている。このことは、自由権に関する二重の基準論に基づく福

¹⁹⁵ 藤澤・同上89頁。

¹⁹⁶ 397 U.S. 471 (1970).

¹⁹⁷ 405 U.S. 56 (1972).

¹⁹⁸ 同様の主張をしているものとして、許慶雄「現代人権體系中平等原則之研究(上)」中正大學法學集刊第六期(2002年)51頁参照。

祉受給権の違憲審査の限界を示している。もっとも、中間的な審査基準が適用されるようになってからは、合衆国最高裁も事件に応じて柔軟かつ実質的な審査をするようになったと評価できるが、この中間的な審査基準も違憲審査基準としてきわめて曖昧なものである。福祉受給権は低所得者にとって不可欠で緊急に必要な基本的権利であり、その給付を拒否するような受給要件の違憲審査において、このような審査基準を適用することが果たして適切だといえるだろうか。

したがって、より明確で厳格な審査方法によって、その権利の内容や事案の実情に応じて個別に審査することが必要であることはもちろんだが、重要であるのは、生存権条項を憲法に明記して初めて、平等原則の解釈と適用範囲の不足を補い得るということである。

【付記】本稿は、北海道大学博士（法学）学位論文「社会給付と生存権保障の憲法理論——日本・アメリカ・台湾の司法審査を中心として——」（2011年6月30日授与）を加筆、修正したものである。公刊途中、帰国し台湾の現職に就いてから、公私共に多忙であり、また自身の能力不足も重なり、多年にわたり公刊が遅れていた。今回、再び公刊を続ける機会を得たことに感謝している。しかし、前回の公刊から既に十年以上が経過し、新しい研究素材や環境も大きく変化したため、当時の研究軌跡を保持することを基に、前半部分には歴史的な理論と判例資料を修士及び博士論文のままとし、後続の部分に新たに追加された事例や意見など、また2022年から施行された台湾の憲法訴訟法による新制度の可能性について今後補充することとし、ここに併せて記しておく。なお、本稿の公刊に際し、国立勤益科技大学113年度学術研究計画「生存権における司法違憲審査の研究」の補助（計画番号：NCUT24-R-GG-039）を受けたことに深く感謝する。